

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 6 月 2 日 (火) 午前10時開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	湖西市選挙管理委員及び同補充員の選挙
日程第 4	議案第40号 令和 2 年度湖西市一般会計補正予算 (第 2 号) に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 5	議案第41号 令和 2 年度湖西市一般会計補正予算 (第 3 号)
日程第 6	議案第42号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7	議案第43号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8	議案第44号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9	議案第45号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議案第46号 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	議案第47号 市道の路線の変更について
日程第12	議案第48号 令和 2 年度湖西市一般会計補正予算 (第 4 号)
日程第13	議案第49号 令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第14	議案第50号 令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第15	議案第51号 令和 2 年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開会

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年6月湖西市議会定例会を開会いたします。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（加藤弘己） 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 松本和彦登壇〕

○議会事務局長（松本和彦） 議案書の受理について申し上げます。6月定例会に市長から提出されました議案は12件でございます。その内容は補正予算の専決処分1件、条例の一部改正5件、令和2年度補正予算5件、その他1件でございます。

2月以降の議会活動につきましては、お手元に配付いたしました市議会日誌のとおりでございます。以上で報告を終わります。

○議長（加藤弘己） 次に、損害賠償の額の決定及び和解について、初めに消防長から報告がございます。消防長。

〔消防長 杉浦昌司登壇〕

○消防長（杉浦昌司） 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関して行いました専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げます。お手元の報告書を御覧いただきたいと思います。

この損害賠償につきましては、令和2年4月16日木曜日、14時50分頃、コスタ浜名湖敷地内において、はしごつき消防自動車の左側後輪でマンホールの蓋を踏み抜き、破損させた物損事故であります。

このたび、損害賠償として5万9,912円を支払うことで示談が成立しましたので、専決処分させていただきました。なお、この費用につきましては保険で全額補填されるものであります。

事故の詳細でございますが、はしご車の架梯調査のため、コスタ浜名湖へはしごつき消防自動車で出向し、敷地内へ進入したところ、左側後輪でマンホールの蓋を踏み抜き、破損させたものでございます。

事故の原因につきましては、敷地内へ進入する際、マンホール蓋の有無の確認が不十分であったためであります。

今回の事故を受け、全署員を対象とした物損事故検証会及び特別安全研修会を開催し、公道や市有地に設置してあるマンホール蓋の耐荷重を再認識するとともに、市有地へ消防車両等乗り入れるとき、安全確認のため、誘導員を配置し、再発防止の徹底を図ってまいり所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で報告とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 次に、令和元年度湖西市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、総務部長から報告がございます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 令和元年度湖西市一般会計予算の繰越しについて報告をさせていただきます。お手元の繰越明許費繰越計算書を御覧いただきたいと思います。

昨年、12月定例会及び本年3月定例会において議決をいただきました繰越明許費11事業、繰越額といたしましては、2ページの合計欄に記載のありますとおり、9億7,799万7,000円につきまして、令和2年度へ繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

続きまして、3ページの繰越明許費繰越理由書を御覧いただきたいと思います。理由書に沿って、事業名、翌年度繰越額、繰越理由、完了予定日の順に説明させていただきます。

2款総務費、庁舎維持管理事業118万1,000円については、新型コロナウイルスの影響により、発注していた庁舎1階に設置するマイナンバー交付用カウンターの納品が遅れたためでございます。本事業は、令和2年4月に既に完了しております。

4款衛生費、廃棄物対策事業1,001万4,000円については、新型コロナウイルスの影響により、発注していた指定ごみ袋の納品が遅れたためでございます。本事業につきましても、令和2年5月に完了しております。

6 款農林水産業費、土地改良施設管理運営事業 2,400万円については、令和2年1月に成立した国の令和元年度補正予算によって措置された補助金を活用して事業の推進を図るためであります。完了予定日は令和3年3月末であります。

8 款土木費、新所原笠子線道路改良事業1,406万円については、地権者との調整に不測の日数を要したためであります。完了予定日は令和2年6月末であります。

国道301号関連道路整備事業293万1,000円については、県施工による国道301号歩道設置工事と同調して実施するためであります。完了予定日は令和2年8月末であります。

上ノ原藤ヶ池線（跨線橋）道路改良事業800万円については、鉄道用地内の立入協議等に不測の日数を要したためであります。完了予定日は令和2年10月末であります。

都市計画道路大倉戸茶屋松線整備事業3億1,872万4,000円については、事業用地の補償物件の移転に不測の日数を要したためでございます。完了予定日は令和2年12月末であります。

次のページを御覧ください。

鷲津駅谷上線整備事業1億3,071万6,000円については、移転登記や補償物件の撤去に不測の日数を要したためであります。完了予定日は令和2年12月末であります。

組合土地地区画整理事業3億4,654万円については、浜名湖西岸土地地区画整理事業に係る河川改修工事等について、関係機関との協議に不測の日数を要したためであります。完了予定日は令和2年12月末であります。

10 款教育費、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業1億834万円については、令和2年1月に成立した国の令和元年度補正予算により措置された補助金を活用して事業の推進を図るためであります。完了予定日は令和3年2月末であります。

岡崎幼稚園園舎耐震補強事業1,349万1,000円については、債務負担行為を設定しておりまして、令和元年度から令和2年度にかけて契約実施している岡崎幼稚園こども園化事業耐震改修増築工事について、

関係機関との協議の結果、年度間の調整を図るためであります。完了予定日は令和3年2月末であります。

以上で令和元年度湖西市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 次に、令和元年度湖西市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、環境部長から報告がございます。環境部長。

〔環境部長 川上恵資登壇〕

○環境部長（川上恵資） 令和元年度湖西市公共下水道事業会計予算の繰越しにつきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。お手元の繰越計算書を御覧いただきたいと思います。

令和元年度湖西市公共下水道事業会計予算第4条、第1款資本的支出、第1項建設改良費の予算のうち管路建設改良費5,700万円を、令和2年度へ予算の繰越しをさせていただきました。

繰越しの理由でございますが、令和元年度公共三ツ谷1号幹線管渠築造工事は、新居あけぼの地区清源坂交差点からガスト付近までの区間で、開削工法により、下水道管を布設するものです。

本工事箇所は、沿線に飲食店等が立ち並び、また朝晩の通勤時には通過交通が非常に多くなる道路ですが、工事に着手したところ、工事区間沿線の各店舗から、工事日程及び工事の時間帯につきまして御要望が多々あり、その調整に不測の日数を要したことから、工期を延長したものでございます。なお、完成は6月15日を予定しております。

次に、令和元年度公共岡崎3号幹線管渠築造に伴う舗装復旧工事は、JR新所原駅の東側にあります二軒屋踏切付近において、平成30年度から令和元年度にかけて実施いたしました公共岡崎3号幹線管渠築造工事により、舗装が仮復旧のままとなっている道路の本復旧を実施するものでございます。

本工事箇所は天竜浜名湖鉄道に近接するため、工事着手後に鉄道事業者と施工に関する協議を実施いたしました。安全対策に関する協議調整に不測の日数を要したことから、工期を延長したものでございます。なお、工事は5月15日に完成しております。

以上で予算の繰越しの報告とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 次に、湖西市土地開発公社の経営状況について、企画部長から報告がございます。企画部長。

〔企画部長 鈴木 徹登壇〕

○企画部長（鈴木 徹） 地方自治法第243条の3第2項の規定により提出いたしました湖西市土地開発公社の経営状況について、御説明申し上げます。

初めに、令和元年度湖西市土地開発公社の決算につきまして申し上げますので、お手元の資料、湖西市土地開発公社経営状況報告書の1ページを御覧ください。

1 概況、（1）総括事項のア土地の取得事業といたしましては、新所原笠子線道路改良事業用地1件、111.15平方メートルを取得いたしました。イ土地の処分事業といたしましては、都市計画街路中央幹線代替用地1件、4,464平方メートルを市へ処分いたしました。

2 ページをお願いいたします。事業執行に伴います決算事項別明細書であります。

（1）収益的収入及び支出のうち収入につきましては、1款1項1目1節、事業収益の公有用地売却収益は5,374万6,527円、2款1項1目1節、事業外収益の受取利息は1,130円で、収入合計は5,374万7,657円であります。

3 ページをお願いいたします。支出といたしましては、1款1項1目1節、事業原価の公有用地売却原価は5,282万9,273円、2款1項一般管理費は11万3,594円、支出合計は5,294万2,867円であります。

4 ページをお願いいたします。（2）資本的収入及び支出のうち収入につきましては、1款1項1目1節、資本的収入の借入金は4,190万円であります。支出といたしましては、1款1項、資本的支出の建設改良費は2,948万8,290円、2項借入償還金は5,130万円で、支出合計は8,078万8,290円であります。

5 ページをお願いいたします。貸借対照表であります。令和2年3月31日現在で、公社が保有している全ての資産、負債及び資本を表したものであります。

資産の部において、Ⅰ流動資産のうち1普通預金6,973万1,976円、2公有用地2億2,016万3,140円、Ⅱ固定資産の1定期預金500万円との資産合計は、2億9,489万5,116円であります。

6 ページをお願いいたします。負債の部において、Ⅰ流動負債のうち1未払金1,244万3,515円、2短期預り金366円、Ⅱ固定負債の1長期借入金2億4,166万468円との負債合計は、2億5,410万4,349円あります。資本の部において、Ⅰ資本金、1基本財産500万円、Ⅱ準備金のうち1前年度繰越準備金3,498万5,977円、2当期利益80万4,790円との資本合計は、4,079万767円あります。負債・資本の合計は2億9,489万5,116円あります。

7 ページをお願いいたします。損益計算書でございます。当期純利益は80万4,790円あります。

8 ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書で、資金の増加・減少を表示するものであります。Ⅳ当期増加額は1,474万5,773円で、Ⅵ期末残高は6,973万1,976円あります。

9 ページをお願いいたします。剰余金計算書であります。1準備金の①前年度繰越準備金に②当年度純利益を加えた、2翌年度繰越準備金は3,579万767円あります。

10ページから19ページは附属明細表で、ここまで御説明した内容の補足資料でございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

20ページ、21ページは、土地の取得及び処分箇所のご案内図でございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和2年度予算の状況でございます。22ページを御覧ください。

事業計画であります。湖西市から委託され、土地の取得事業及び処分事業を行うものであります。

23ページをお願いいたします。予算実施計画であります。（1）収益的収入及び支出のうち収入につきましては、1款1項1目1節、事業収益の公有用地売却収益は8,299万円、2款事業外収益として受取利息等4,000円で、収入合計は8,299万4,000円あります。

24ページをお願いいたします。支出につきまして

は、1款1項1目1節、事業原価の公有用地売却原価は8,219万5,000円、2款1項、一般管理費は17万2,000円で、支出合計は8,236万7,000円であります。

25ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出の収入につきましては、1款1項1目1節、資本的収入の借入金金は1億7,270万円であります。支出につきましては、1款1項1目、資本的支出の公有用地取得費は1億8,310万6,000円、3目建設利息は87万円、2項借入償還金は6,990万円、支出合計は2億5,387万6,000円であります。

26ページをお願いいたします。予定貸借対照表でございます。予算を全て執行すると想定いたしました令和3年3月31日の金額であります。

資産の部は、Ⅰ流動資産、Ⅱ固定資産の資産合計、3億8,587万9,000円であります。

27ページをお願いいたします。負債の部は、Ⅰ流動負債、Ⅱ固定負債の負債合計、3億4,446万1,000円であります。資本の部は、Ⅰ資本金、Ⅱ準備金の資本合計、4,141万8,000円であります。負債・資本の合計は3億8,587万9,000円であります。

28ページをお願いいたします。予定損益計算書でございます。当期純利益は62万7,000円を予定しております。

29から31ページは、令和2年度土地取得及び処分事業の計画案内図でございます。なお、20ページの令和元年度取得事業については、令和2年度処分予定となっております。

以上で湖西市土地開発公社の経営状況の説明とさせていただきます。

○議長(加藤弘己) 報告事項は終わりました。

ここで市長の挨拶がございます。市長、お願いします。

[市長 影山剛士登壇]

○市長(影山剛士) 皆様、改めましておはようございます。本日から令和2年6月湖西市議会定例会が開催されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

ここ数か月間は、御案内のとおり、新型コロナウイルスという未知の領域との闘いが、もう毎日続いております。昨夜は、皆さんも御覧になったかもし

れませんけれども、全国一斉で悪疫退散祈願ということで、チアアップのサプライズ花火が、湖西市内でも三遠煙火さんによって打ち上げられました。密を避けるために場所は非公表ということで、私も遠くから拝見させていただきましたけれども、御覧になられたりですか、音を聞いてそういった取組を知って、元気づけられたというような御意見も昨日いただいたところです。

このように、感染拡大防止などのために日々奮闘をいただいている医療・福祉の関係者の皆様や、その他にも市民生活を支えてくださっている全ての関係者の皆様に、改めて感謝を申し上げたいと思います。

先月、5月14日には、静岡県や愛知県を初め39県の緊急事態宣言、これは解除されました。続いて25日には、首都圏など全国的に解除されたところがございます。3月から長い間休校となっておりました学校なども再開をされ、昨日、6月1日からは学校給食も再開をされました。今朝も元気に登校する子供たちの姿を見ることができました。少しずつ日常に戻ってるかなというふうには感じております。

また、日に日に今は暑さが増しており、今日も夏日になりそうということで、マスクをつけると息苦しいというようなお声も聞きます。もう既に私もこの数分で大分口のところが蒸れてますけれども、こういった感染予防は引き続き緩むことなく続けていきたいというふうを考えております。

さらに、皆様方の御尽力によりまして、湖西市におきましては今年の3月末までに、学校の小・中学校、幼稚園へのエアコン設置は完了させていただきました。今年の夏休みは短縮といった形になりそうですけれども、子供たちに安全安心、そしてこれまでよりも快適な教育環境を提供できるものというふうと考えております。

また本来であれば、今月6月24日には東京オリンピックの静岡県聖火リレーが新居関所前をスタートし、また来月7月にはスペインの卓球代表チームの事前合宿が行われる予定でありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、オリンピック・パラリンピックの開催延期が決定し

たほか、初めて今年の夏に日本国内で開催される予定でした浜名湖キューバ・ヘミングウェイカップも同様に1年延期となりました。市民の皆様、また私自身も、初めてであり、とても楽しみにしておりましたが、これはぜひ来年無事に開催ができることを期待して、引き続き準備を行っていきたくと考えております。

そのほかにも、市内では例えばおいでん祭ですとか、敬老会、文化・芸能の行事が、多くのイベントが中止または延期となりました。大変残念ではありますが、いわゆる3密を避けるなど新たな生活様式の下で、可能なものから、または新たなやり方を考えるなどして、順次再開ができたというふうに考えております。

この新型コロナウイルスに関する湖西市への影響につきましては、本日6月2日の現時点におきましては、市内での感染は確認されておられません。しかしながら、全国各地におきましても、クラスター感染の発生ですとか、第2波への懸念、警戒が相次いでおります。引き続き気を緩めることなく、withコロナ、またはアフターコロナといった、ウイルスとの共存を前提に、感染拡大の防止を図ってまいりたいと考えています。

他方で、市内の事業者の皆様への経済活動に与えている影響は大変に大きなものがあります。基幹産業である製造業を初め、飲食やサービス業、農水産業など、ほぼ全ての産業において、売上げや受注が減少し、その影響は当面続くことが見込まれており、約10年前になりますけれども、リーマンショック当時の例からは、この影響が数年間、元に戻るまでは続くというような御指摘もあります。

企業等の業績は、湖西市における市税収入にも直結をすることから、大変厳しい財政運営を今後迫られることとなりますが、国の臨時交付金等も活用しながら、新型コロナウイルス対策、さらには引き続き職住近接を進めるための各分野の市民サービスの充実や確保に全力を尽くしてまいります。

そのうち、新型コロナウイルス関連の支援策といったしましては、4月21日に静岡県経済変動対策貸付との連動によりまして、市内の中小事業者さんへ

の利子補給制度を創設し、実質の利子負担をゼロとさせていただいたほか、今回補正予算で御提案をさせていただくものも含めて、新型コロナウイルス感染症対策協力金、また小規模企業者エール給付金、感染拡大防止サポート補助金、小規模企業者お悩み相談バックアップ補助金といった各種の支援策により、各産業や各事業者の方々への支援の穴がないような形で、きめ細かく、かつ事業の継続や活気ある社会経済活動の再開のためにも、迅速かつ着実に実施してまいりたいと考えております。

なお、協力金につきましては、これは先般臨時議会でもお認めをいただきましたけれども、当時、特定警戒都道府県に位置づけられておりました愛知県と隣接し、お互いの生活圏として往来の多い湖西市におきまして、迅速な対応が必要であったと考えたことから、愛知県や愛知県内の市町村の首長の皆様などと相談をさせていただきながら足並みを合わせ、静岡県及び県内の周辺市町村に先駆けて対応をさせていただきました。

また、それぞれ今申し上げたエール給付金やサポート補助金なども、発表後にはそれぞれの支援金に関し、周辺的首長の方々や県内の中部地方などの首長の方々からもお問合せをいただいたところでございます。そして50万円の協力金に関しましては、6月1日、昨日現在ですけれども、237件の申請をいただいております。引き続き迅速な給付のために手続を行ってまいります。

また、その他の本日補正予算として御提案をさせていただくエール給付金、サポート補助金、バックアップ補助金など、これら後ほど詳しく御提案説明はさせていただきますけれども、事業の規模としましては、市の事業として約2億3,000万円となります。また、これまでの総額としましては、国からの10万円の特別給付金などを含めたトータルの総額としては、新型コロナウイルス対策として約63億円、うち10万円の特別給付が60億円となっております。引き続き、こういった様々なきめ細かい支援策によって、事業者の皆様のご要望に沿った、市独自の施策にも力を入れてまいります。

さらには、今日御提案をさせていただく補正予算

以外にも、例えば地震や台風など万が一の災害の発生した場合における避難所などにおける感染拡大の防止策でありますとか、緊急事態宣言が解除された後、これからの地域経済活性化に向けた消費の喚起策、また先ほど申し上げました製造業を初めとする特に中小事業者の皆様への固定費の負担の軽減、それから地域の医療体制、これからまだ新型コロナウイルス関連でも検査等々が必要になってこようかと思えます。そういった地域の医療体制の充実などの追加の支援策につきまして、市内の商工会の皆さんでありますとか医師会の皆様と、関係機関と協議を今重ねさせていただいております。整い次第、御説明や御提案をさせていただきたいと考えております。

また先般、先ほど申し上げましたけれども、全ての国民の皆さんに一律10万円が給付される特別定額給付金につきましては、5月25日から、5月中旬に申請書を各世帯にお届けをさせていただきました。既に今日までで、件数としては約1万5,000件の申請をいただいているところであり、応援の職員も動員させていただき、また担当の一部職員におかれましては、土日を含め、お休みも返上していただきながら、臨時の窓口なども設置し、一刻も早く市民の皆様にご給付ができるよう、迅速かつ適正な事務処理に努めてまいります。

繰り返しになりますが、少しずつ湖西市としても日常が戻ってきている感はありますが、まだまだ経済も含め本来の元気な湖西市に戻るには、時間が必要かと思えます。国や県、商工会を初め関係機関と連携を密にして、活気ある社会経済活動を取り戻していきたいと思えます。

また、現時点では新型コロナウイルス関連の対策が優先をされているところではありますが、ほかのいわゆる市民サービス、行政サービスも停滞をさせるわけにはいきません。令和2年度の新規事業もスタートしております。今年も湖西市における予算のキーワードは、持続可能な発展のための人口減少対策としての職住近接、昼夜間人口の差の解消でございます。

企業との連携による奨学金返還支援、わ〜くわく「こさい」で新生活！におきましては、当初の想定

を上回る、現時点で14の企業の御協力をいただき、4月からスタートをいたしました。既に対象となる方のお申込みもいただいております。今後もPR活動や協力企業の募集を継続してまいります。また、平成30年度から実施し、現在までに10件の提案実施があった、みらいのこさい調査事業は、新たに民間事業者の方からも御提案をいただき、みらいのこさい調査事業の企業版の実施をすべく、今検討しております。湖西市の将来に向け、企業と連携した、新たな発想による事業の提案と実施を期待しているところです。

また、福祉の分野におきましては、市内の介護事業所等における介護人材の確保・充実を図るため、研修費用の一部を助成する介護職員養成事業が、市民安全の分野におきましては、犯罪被害者への支援を目的とした総合相談窓口の設置やお見舞金の支給を行う犯罪被害者等支援事業がスタートいたしました。消防分野におきましては、消防団員の確保、消防活動の強化を目的とした準中型運転免許取得費用への助成も始まっております。

また、安全安心な保育環境の確保と待機児童の解消を目的として、こども園としてスタートした新居幼稚園に続き、来年4月の開園を目指す岡崎幼稚園につきましては、園舎の耐震改修工事を行っているところです。また、浜名湖西岸土地区画整理事業とそのアクセス道路となる大倉戸茶屋松線につきましては、予定どおり令和5年夏の一部操業開始を目指し、引き続き整備を進めています。また、津波避難施設空白域を解消するための高師山地区の津波避難タワーの建設も今年からいよいよスタートいたします。

なお、職住近接・移住定住の促進をテーマに今年度も継続して取り組んでいる、新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金や、住もっかこさい定住促進奨励金は、年々知名度も上がり、申請数も順調に増えております。今後もSNS等を活用し、さらなる周知や定住促進に努めてまいりたいと考えています。

そのほかにも、道路整備や上下水道、環境センターなどといった市民生活に不可欠なインフラの整備

は、今後も計画に沿って進めてまいりたいと考えています。

さらに2年後、令和4年、2022年には、湖西市は市制50周年を迎えることとなります。各種の記念事業の検討組織として、市役所内の若手職員を中心としたプロジェクトチームを立ち上げさせていただきました。市役所内だけではなく、これから、例えば商工会さんやJ C、K S Lなど、様々な関係者の方々と一緒になって作り上げ、50周年を契機として、さらに湖西市が元気になり、市民の皆様が参加や継続をしたいと思えるような魅力的なイベントや取組を作り上げていきたいと考えています。

引き続き、将来にわたって持続可能な発展を目指し、「職住近接」をキーワードに、新型コロナウイルス対策を初め、各種の施策に前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、議会の皆様方におかれましても、引き続き建設的かつ前向きな御提案や御議論を深めていただき、さらなる市民生活の向上、市の持続可能な発展につなげていければと思います。

さて、本定例会に提案をさせていただきます案件は、先ほども御説明をさせていただきました補正予算や条例の一部改正など12件でございます。後ほど御提案をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 挨拶は終わりました。

午前10時45分 開議

○議長（加藤弘己） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に18番 二橋益良君、1番 柴田一雄君を指名いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第2 会期の決定を議題

といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から6月16日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に休会日についてお諮りいたします。6月3日から15日は、議案調査のため休会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長（加藤弘己） 日程第3 湖西市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

地方自治法第182条第1項により、選挙管理委員は普通地方公共団体の議会において選挙することになっており、また、同条第2項において、前項の選挙を行う場合においては、同時に委員と同数の補充員を選挙しなければならないと定められております。

本市の選挙管理委員及び同補充員は、6月11日をもって任期満了となっておりますことから、新たに選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることにいたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

選挙管理委員に、藤井年昭君、遠藤一明君、太田孝君、夏目裕江さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名い

たしました諸君を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました、藤井年昭君、遠藤一明君、太田 孝君、夏目裕江さんが選挙管理委員に当選されました。

続きまして、同補充員には、村田 卓君、藤田祐司君、中嶋茂義君、佐原富士夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました、村田 卓君、藤田祐司君、中嶋茂義君、佐原富士夫君が補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました順序によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

○議長（加藤弘己） 日程第4 議案第40号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第40号につきまして御説明を申し上げます。

令和2年度湖西市一般会計補正予算（第2号）は、令和2年5月11日に専決処分をさせていただいたので、ここに御報告をするとともに御承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、歳入歳出それぞれ61億73万3,000円を増額し、総額を280億1,077万1,000円としたものでございます。なお、全て新型コロナウイルス感染症対策に係る予算であり、原則として、国または県の負担金・補助金を財源とした事業となっております。

歳出の主な内容を申し上げますと、一律に一人当たり10万円を給付する特別定額給付金に係る事業費や児童手当受給世帯へ対象児童一人につき1万円を給付する臨時特別給付金に係る事業費、保育園・こども園・幼稚園がマスク等の保健衛生用品を購入するための事業費を計上したものでございます。

財源といたしましては、国庫支出金、県支出金及び財政調整基金繰入金を増額し、対応をいたしました。

なお、詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明させていただきます。

初めに、第1表の歳入歳出予算補正について、歳出から御説明をいたします。

補正予算に関する説明書8、9ページを御覧いただきたいと思っております。議案書は6ページ、参考資料につきましても同じく6ページからとなっております。

2款1項5目企画費の特別定額給付金給付事業費の補正額は、人件費として16万円、事業費として60億487万8,000円で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として家計への支援を行うため、一律に一人当たり10万円を給付する特別定額給付金に係る交付金等を計上したものであります。

10、11ページを御覧ください。

3款1項10目自立支援給付費の障害児通所支援事業費の補正額は87万2,000円で、3月の特別支援学校等の臨時休業により、障害児通所給付費の支出が増加したため、扶助費を増額したものであります。

2 項 1 目児童福祉費総務費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の補正額は、人件費として9万6,000円、事業費として7,780万4,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給世帯に対象児童一人につき1万円を給付する臨時特別給付金に係る交付金等を計上したものであります。

3 目保育所費の民間保育所助成事業費及び次のページの公立保育所・こども園総務費の補正額は、それぞれ400万円及び200万円で、感染拡大防止のため、保育園・こども園が保健衛生用品を購入する費用について、民間には補助金として、公立には消耗品費、備品購入費として1園当たり50万円を計上したものであります。

9 款 1 項 6 目常備消防費の警防推進費の補正額は352万3,000円で、感染の疑いがある者の搬送後に、救急隊員や救急車両、資機材の消毒・除染を行うオゾンを用いた除染システムを購入する備品購入費を増額したものであります。

10 款 1 項 3 目教育指導費の学校給食推進事業費の補正額は490万円で、3月の学校給食停止期間において、既に発注していた給食食材のキャンセル料等を補償するため、事業者への補償金を計上したものであります。

4 項 1 目幼稚園費の幼稚園総務費の補正額は250万円で、感染拡大防止のため、先ほどの保育園同様、保健衛生用品を購入する費用について、消耗品費、備品購入費を1園当たり50万円を計上したものであります。

以上、歳出の補正額は61億73万3,000円の増額であります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

今の補正予算に関する説明書4、5ページにお戻りいただきまして、参考資料につきましては5ページとなっております。

15 款 1 項 3 目民生費国庫負担金の補正額は39万3,000円で、障害児通所給付費に係る負担金を増額したものであります。

2 項 2 目総務費国庫補助金の補正額は60億503万8,000円で、特別定額給付金給付に係る事業費補助

金59億8,000万円と事務費補助金2,503万8,000円を計上したものであります。

3 目民生費国庫補助金の補正額は8,390万円で、保育園・こども園の保健衛生用品購入のための事業費に係る保健対策総合支援事業費補助金600万円及び子育て世帯への臨時特別給付金に係る事業費補助金7,500万円と事務費補助金290万円を計上したものであります。

10 目教育費国庫補助金の補正額は617万5,000円で、学校給食停止期間の事業者への補償に対する学校臨時休業対策費補助金367万5,000円及び幼稚園の保健衛生用品購入のための事業費に係る教育支援体制整備事業費交付金250万円を計上したものであります。

6、7ページを御覧ください。

16 款 2 項 3 目民生費県補助金の補正額は47万9,000円で、障害児通所給付費に係る障害者総合支援事業費補助金を増額したものであります。

9 目消防費県補助金の補正額は117万4,000円で、救急車等を除染するための除染システム購入に対する地震・津波対策等減災交付金を増額したものであります。

19 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金の補正額は357万4,000円で、一般財源の持ち出し分を増額したものであります。

以上、歳入の補正額は歳出と同額の61億73万3,000円の増額であります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
6 番 菅沼 淳君。

〔6 番 菅沼 淳登壇〕

○6 番（菅沼 淳） 6 番 菅沼 淳です。議案第40号につきましては、3点ほど質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは1問目です。歳出2款1項5目企画費です。特別定額給付金納付事業費についてお伺いをいたします。議案書は4ページ、参考資料は6ページ、説明書は9ページになります。

それでは質問です。特別定額給付金は、給付の辞退があった場合、辞退された給付金はどのような措

置となるのか。また、現在までの申請において、先ほど市長が約1万5,000件と言われたと思いますけれども、辞退の事例があるのかなのか。あるとしたら、何例ぐらいあるのか。お伺いをいたします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

〔企画部長 鈴木 徹登壇〕

○企画部長（鈴木 徹） お答えいたします。

給付を辞退された場合でございますが、給付の対象から除外することとなります。したがって、給付のほうは行いません。特別定額給付金の財源につきましては、全額が国費で賄われております。事業の完了後に、国に対して概算でいただいております補助金の精算を行います。補助の対象となるのは、市が支出したものでございます。したがって、給付を辞退された方については、市の支出を生じていないということから、補助金の対象外となります。

また、辞退の事例でございますが、現時点で給付辞退の申請をいただいた方はございません。今後、辞退する旨の申請が出された場合、記入誤り等の可能性もありますことから、電話等で意思確認を行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 6番 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） そうしますと、辞退された給付金というのは、いわゆる国へ戻すと、そういう理解でよろしいんですね。今現在、辞退されてる方はないということで確認をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） ここで、ちょっと質問の途中ですけど、休憩を取りたいと思います。再開を11時15分をお願いいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（加藤弘己） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

6番 菅沼 淳君、質問ありますか。どうぞ。

○6番（菅沼 淳） それでは2つ目の質問をさせていただきます。

同じく歳出3款1項10目自立支援給付費で、障害児通所支援事業費についてお伺いをいたします。参

考資料は6ページ、説明書は11ページになります。

それでは質問です。特別支援学校を臨時休業することで、障害者通所給付費の支出が増加する理由と、87万2,000円計上の内容をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

障害者通所給付費の増額の理由につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策の一環として行われた3月4日から3月19日までの特別支援学校等の休業要請に伴い、障害を持つお子様を本来学校終業後から受け入れていた放課後等デイサービスの受入れを午前中から行ったため、その開所時間の増加に伴う給付費を増加するものであります。

もう一つ、87万2,000円の内容ですが、県の算定方法により、放課後等デイサービスに通所した場合の平日単価を休日単価に置き換えて計算した増額分を給付するものであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） デイサービスの受入れにかかる費用と、そういうことで分かりました。ありがとうございます。

それでは最後の質問になります。

同じく歳出の10款1項3目教育指導費で、学校給食推進事業費についてお伺いをいたします。参考資料7ページ、説明書は13ページになります。

質問です。学校給食停止期間における発注済み給食食材キャンセル料等、事業者への補償金490万円の内容についてお伺いをいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

3月の学校給食の停止期間中に、既に発注済みでございました主食となるパン、米飯、麺や牛乳、そしておかずとなる副食の食材など、給食食材のキャンセル料等にかかる事業者への補償金として490万円を計上したものでございます。

補償金の内容としましては、米飯やパン、麺などの主食と牛乳を発注しました静岡県学校給食会への補償金として216万円、おかずとなる副食の食材を発注しました、市内・市外の13の事業者への補償金として274万円の合計490万円でございます。以上で

す。

○議長（加藤弘己） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） この補償金というのは、いわゆる食材の全額ということではないんですね。キャンセルした食材の全額。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

学校給食会に発注しました御飯ですとかパン、麺の加工については、加工経費の90%が補償対象となっていてございまして、牛乳につきましては輸送するための燃料代、梱包するための包装代など20%分を除いた牛乳代の80%が補償となっております。そして、副食のおかずの食材につきましては、一部共通する納入業者を有しております浜松市、磐田市とも協議をさせていただきまして、発注した納入予定金額に応じた補償割合を定めさせていただき、補償金を算出したところでございます。大体、このおかずの食材につきましては、おおむね納入予定金額の30%程度が補償金となっているということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） キャンセル料は100%全額ではなくて、契約に基づいて協議の上に算出されたと、こういう理解でよろしいですか。ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 議案第40号につきまして、ほかに質問ございませんか。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） では、ただいまの議案第40号ですけれども、企画費の特別定額給付金給付事業について、この申請の締切りが8月26日という資料を頂きましたけれども、それについては、もし、施設入所の方とか身内の方とかいろいろな施設、事業所への配慮というか、連携も含めてというような案内もありましたけれども、申請しない方への確認作業というか、そういうことはする予定はあるんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。登壇してお願いします。

〔企画部長 鈴木 徹登壇〕

○企画部長（鈴木 徹） お答えいたします。

施設入所者の方、それからおひとり暮らしの高齢の方とか、そのような方には民生児童委員の方とか、直接施設のほうへ御案内を送ったり通知を出すことによって、そういった方への対応は現在お願いが既にしてございます。実際にそういった方がそういったところを訪ねていただいて、御相談受けたり、実際にいろいろ御指導、御協力をしていただいたという事例も話を聞いております。

それから、申請しなかった方への確認でございますが、現在、郵便配布、一通り市内全部終わったんですが、やはり住所、それから転居なさってる方、転出の方、いろいろな方がいまして、こちらに戻ってきてる分もでございます。ですので、それと併せまして最終的に一定の時期を見る中で、再度申請書を送ったにもかかわらずこちらにまだ申出がない方、そういった方については所在の確認とか、あと電話連絡等、確認は行う予定でおります。ただ、その確認を行う時期につきましては、今後の申請の状況を見ながら行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 10番 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 5月25日に発送して、ちょうど1週間たったわけですがけれども、今、住所地に対象者がいないということで戻ってきた郵便数はどのくらいあるんですか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） 申し訳ございません。今ちょっと手元にその辺の。すみません。60通ほどでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。大変な作業かと思えますけれども、せつかくのそれこそホームレスであったりしても対象であるというこの給付金なので、みんなの権利が守られるように、労力を、大変かと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、8月26日というのは、厳正なるという、消印有効という形でよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） うちの受付、要は市のほうで受領する市の締切りというお考えでいいかと思えます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方はございませんか。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。数点お尋ねをいたします。

まず、歳入について、国の補助金、負担金等々でございしますが、コロナウイルス対策の関係経費は10分の10補助率と、このように認識しておりましたけれども、今回は補助率が4分の3とか2分の1、3分の1等々あるわけですが、10分の10でない理由は何か国・県のほうから説明があったのか、どんな事情なのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えします。

ほとんどが国・県のものになりますが、一部消防の除染の備品購入、これにつきましては現段階においては県の補助が3分の1という形で聞いておりますので、まだ確定ではないんですが、場合によってはこれが2分の1に上がるという情報も聞いております。

今申しましたように、非常に急を要するものでしたので、満額の補助ではありませんけど、必要だと思って計上させていただきました。その足らずまいが財政調整基金を充てさせていただいたということでもあります。以上です。

○議長（加藤弘己） 11番 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 消防については、現在3分の1が2分の1になる可能性もあるということで、今説明をいただきました。

ほかの補助金については、いわゆるコロナウイルス対策関係経費への事業だよということであれば、10分の10というように一般的に認識するわけですが、それが10分の10でない事情というか、何かそ

こら辺は理由があるわけですか。それについて、いま一度確認させてください。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

まず、民生費国庫負担金、これが障害児通所給付費と国庫負担金になりますが、放課後等デイサービスの増額分に対する国の補助金がございます。もともと、放課後等デイサービスにつきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担割合で、これにつきましては2分の1、国のほうで39万3,000円頂けると。1ページめくっていただいて同じく民生費県補助金でございしますが、こちらはちょっと金額47万9,000円でございますが、これが本来ですと、これ4分の1なんですけど、補助率2分の1ということで、国と県で合わせて10分の10頂けると、そういう計算になってます。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 分かりました。従前の補助率に上乘せをして、このような数字になっているということで理解をいたします。

次に歳出でございしますが、歳出の中で委託料、例えば企画の中でいきますと、委託料の中で電算関係で給付事業支援システムの開発業務を委託するとなっておりますけども、どのようなことですか。新しいプログラムをこの専用のものを組むということでしょうか。その業務の内容についてと、委託先はどこを予定しているのか。その点について説明のできる範囲でお願いをいたします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） まず、業務の内容でございしますが、本市はSBSのシステムさんのほうへもとの住基のシステムというのは管理をさせていただいておまして、そちらのSBSの情報システムさんのほうにまずシステムの改修のほうをお願いするという形になります。そこのSBSさんでできないというような状況がございますので、そちらへお願いすると。

その内容でございしますが、システムの改修の内容は、まず申請が、今回当然申請書を送らなければなりませんので、そういった送る方のリストを打ち出

せるような改修、それから申請書が戻ってきたときに、どなたから、例えば申請書にバーコードが今回は全部打ってございます。そのバーコードを読み込むことによって、どこの世帯の方が既に申請済みなのか、そういったことも把握できるようになっております。今度はその申請された方が実際にお金を支給できる状態になったときには、再度そういったものを読み込んで、この方は既に支払い済みのほうの状況になっていると。そういったことを把握できるようなプログラムを作っていただいて、それによって申請書の受理から支出、それからまだ申請が出されていない方とか、そういったものが把握できるような、そういったプログラムを作っていただいているということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 今回の業務の関係プログラムを作成すると。SBS情報システムのほうにお願いしたと。

それはいつ発注されましたか。もし契約日が幾日に発注して、こう契約になったよということが分かったら教えてください。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） 手元に、申し訳ございません、そこまで資料ございませんので、また後で答弁させていただきます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 今回、急いでやりたいというようなことで専決処分をされてるものですから、直ちに発注されたのではないかなと、こんな具合に思っただけで確認をさせていただくために質問をさせていただいたわけです。

今度は、専決処分に今回されたわけですけど、5月11日ということで、予算を国のほうから給付するに当たって、こういう具合にやりましょうということで予算化する。そういうような国からの通知があって、市が予算を組んで、これでこういう予算案でできるよというようにできた、そこら辺の経過をちょっと説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

日付が定かではございませんが、国のほうが閣議決定が4月20日頃だったと思います。まだ本会議等、国会のほうを通ったのが、たしか4月30日ぐらいだったと思います。ですので、その4月30日の結果を頂いた中で、こちらはある程度の当然準備は、閣議決定がされておりますので、してはおりますけど、そこから実質のかかる費用と、また先ほどの企画部長のほうにありましたけど、業者との打合せ等を行いまして、最短で5月11日、これが連休明けの次の月曜日だったかと思っておりますけど、そこまでにまとめて、この予算額を計上したという形になっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） そうしますと、予算額をまとめられた、今回の補正予算、第2号をまとめられたのは、5月11日ということですか。それともその前の週の5月8日とか7日、6日がお休みですので、7日、8日ぐらいにまとめられたのですか。そこら辺についてはいつ頃だったのでしょうか。その点ちょっと確認させてください。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） おおむねの額は、当然その前に決まっておりますが、正式には決裁として市長のほうに伺っているのが5月11日になっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 今回専決されるには、それなりに十分検討されて専決処分されたと思っておりますけども、私は、臨時議会を開いて議決をもらおうと思えば、できたのではないかな。そして、やはり今日のような説明を議会のほうにもしていただく中で、みんなと一緒に、このコロナウイルス対策の給付金の支給をできるだけ早くやりましょうということで、臨時議会を開くということができなかったのかなという思いがありまして、その点を確認の意味で聞いてるわけでございます。

仮に5月11日の日に専決しようということであれば、ある程度その前の週の5月8日ぐらいまでに、ほぼ予算がまとまっておれば、その予算がまとまっ

た8日の日に招集告示をかければ、そうすれば9日、10日の土・日があって、月曜日の3日後の臨時議会の開催は可能ではなかったかな。国とか県は、議会招集は自治法によって7日ということが一応定められておりますけれども、町村議会は3日前に招集告示と、こういうことになっております。したがって、3日あれば十分いいなと思うし、最悪の場合には、今日招集告示があって、あしたお願いしますよということだって、これは可能だと思います。特に今回の場合にはコロナウイルス対策ということで、みんな外出は控えましょう、できるだけ自宅において、外の接触は控えましょうということで、ほとんどの議員は近隣にいたと思います。そういうことで、臨時議会を開催すればできたのではないかなと、こう思うわけですが、そうでなくして専決処分に至った、そこら辺の考え方というか、検討の経過が分かれば、その点についてお伺いをいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 4月28日でしたか、たしか臨時議会を開かせていただきました。当初は閣議決定が出た時点で、それに合わせる形で国会のほうに通ってれば、出したかったのが実情であります。ただ、国のほうに通っておりませんでしたので、また県のほうも通ってないという形でおりましたので、たしか28日の前の27日の全員協議会のほうで、議員の皆さんのほうには、この情報提供させていただいて、それでその場で、これは急を要するので専決させていただくということも企画部長のほうで申しておりましたので、そこら辺を踏まえて、こちら側としては専決にさせてもらったという経過がございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 専決ありきではなくして、できるだけ議決をということがどうかなというような思いの中で、ちょっと質疑をさせていただきました。

今回、補正予算の内容を見ていきますと、ほとんどが国・県からの交付金等によって、一般財源は繰入金で357万4,000円が財政調整基金を取り崩すと、こういうことになっておりますけれども、専決で予算を成立させるということを考えてるならば、今回の

一般財源のこの357万4,000円については、予備費を充用して組み立てるとということが妥当ではないかと思えますけれども、この点についての検討はどのようにされたでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

予備費についての充当を、その時点でははっきり言って考えておりませんでした。前の臨時議会のほうで予備費を拡充させていただきましたけど、これにつきましては今後の緊急に要するというもの、ある程度不明確なものに使いたいという形で考えておりましたので、明確になっているものに関しましては財政調整基金を300万円ほどですけど、充当させていただいたという考えで行いました。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） いろいろな考え方があると思えますけれども、まず、予備費につきましては、緊急の経費や予算のない新たな経費などに充てるために、その執行を当局に委ねる経費であります。言わばこの経費は、当局のほうで何に使ってもいいですよというようにお任せしている財源であるわけです。

事実、これまでも台風だとかいろいろなことで傷んだり、建物の修繕費だとか、予想外に経費がかかって不足する財源に急遽対応するなど、予備費で対応されてきているわけです。今回も予備費の充用が非常に妥当ではなかったかなとこう思うわけでございます。

そんな点で、今回検討しなかったということですが、その点のことを少し感じたものですから、質問をさせていただきました。以上、了解をいたしますので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） 申し訳ございません。先ほどの答弁、ただいま分かりましたので。

4月20日に閣議決定がされた後、翌日からSBSとの調整に入っております。そういった中で、業務の段取り等の調整をしまして、専決と同じ日、5月11日の時点で契約をしております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 今、企画部長のほうから答弁いただきまして、やはり専決したらすぐに執行すると、その必要があるから専決で行ったんだと、こういうようなことが説明いただけて、非常に納得をいたしました。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） それでは、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第40号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第40号は原案のとおり承認されました。

○議長（加藤弘己） 日程第5 議案第41号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第41号につきまして御説明を申し上げます。

令和2年度湖西市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ7,716万1,000円を増額し、総額を280億8,793万2,000円にしようとするものでござい

ます。

歳出の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための整備投資等を行う中小企業者に交付をする湖西市感染拡大防止サポート補助金1,500万円、新型コロナウイルス感染症の影響等により、売上高が一定の範囲で減少をしている第三次産業の小規模企業者へ応援金として給付をする湖西市小規模企業者エール給付金6,000万円、新型コロナウイルス感染症の影響下で、事業継続・経営規模拡大のために専門家の派遣を受ける小規模企業者に交付をする湖西市小規模企業者お悩み相談バックアップ補助金200万円を計上するものでございます。

財源につきましては、財政調整基金繰入金を増額し、対応するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。18番 二橋益良君。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。今回のこの補正につきまして質問させていただきます。また、先ほどから市長の冒頭の挨拶にもありましたとおり、本当にこのコロナウイルスに対しましては、本当に湖西市全力を挙げて、やはりその救済と、そして最大なるはコロナウイルスの激減ということを最大限に事業を展開しなくてはいけないという中で、今回、この歳出の商工業振興費の中のコロナウイルス対策についての3事業。一つは湖西市感染拡大防止サポート補助金、それから湖西市小規模企業者エール給付金並びに湖西市小規模企業者お悩み相談バックアップ補助事業、この3点につきまして、それぞれやはりこれは財政調整基金を投与した湖西市独自の事業でありますので、特にこの影山市長の政策の一つだと思っております。ですから、その政策の遂行までに当たる、まず立案までの過程はどうであったか、あるいは事業遂行はどのように行っていくのかということをそれぞれにお聞きしたいと、そんなふうに思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

緊急事態宣言の発令により、休業を4月16日から5月6日まで要請を行いました。気の緩みやすいゴールデンウィークの大半の期間を終え、市内及び近隣の新規感染者の発生状況もなかったことを踏まえ、5月5日の日、休業要請の延長をしないということ、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中で発表させていただいております。

それでも、それぞれ引き続き感染防止対策のほうをしていく必要があるということ、休業要請の延長の有無にかかわらず、その後の期間について検討していくということがございました。そのことから、感染防止対策に取り組む事業所に対して積極的に支援をしていくことを公表していくことで、感染拡大防止と社会経済の両立を図っていくことを考えさせていただき、サポート補助金のほうを設立させていただきました。この旨につきましては、5月15日の対策会議の中で公表させていただいてきた結果でございます。

併せてエール給付金のほうにつきましては、国の持続化給付金の対象とならず、市の休業要請の対象とならなかった事業者で、客数の減少、売上の減少等、非常に厳しい経営状況に置かれている事業者が市内に多く存在しているということ認識している中で、給付金、協力金の申請のかなわない中のアフターコロナでもしっかりと事業を継続していただきたいということの中から、事業を継続していこうという事業者に対し、事業継続及び従業員等の雇用の維持を目的とする給付をすることを検討させていただいた結果、小規模企業者エール給付金の形で支援をさせていただこうとさせていただきました。

次に、バックアップ補助金になりますが、現下の厳しい中、事業領域の拡大や雇用維持のための経営基盤の強化に取り組む小規模企業者を支援するという目的で、市内の経済の下支えを促進するため、静岡県の商工連合会が実施する小規模企業ビジネスパワーアップ支援事業と連携をさせていただいて、専門家の派遣を受ける際の実費分について支援をしていこうということ考えさせていただいてお

ります。立案までの経過につきましてはそのような形で立案のほうさせていただいておる形になります。

続きまして、事業の遂行につきましては、サポート補助金につきましては、今日の補正予算の可決の後、速やかに広報のほうをさせていただくことで考えております。できればあしたよりも申請の受付を開始することが準備ができればというふうを考えてございます。

事業の対象期間につきましては、緊急事態宣言が発令された4月16日から6月30日までの期間に実施した事業や物品の購入を対象とし、申請の受付期間につきましては、明日から7月31日までという形で予定していきたいということで考えてございます。

エール給付金につきましては、売上げの対象期間が令和2年1月から6月までを対象としております。ですので、申請の受付につきましては7月上旬から9月末までを予定しております。併せて来年1月以降で、操業の状況や持続化給付金のほうを受け取ったのかどうかというようなことについて、確認のアンケートを取らせていただくということで考えております。

続いてバックアップ補助金につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月末までに、静岡県商工会連合会が実施します小規模企業ビジネスパワーアップ支援事業を活用し、専門家の派遣を受けた事業所に対して、派遣を受け取る際に発生する経費について補助しようとするものでございますので、申請の受付につきましては7月下旬から令和3年4月までを予定して実施しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 今、3事業合わせて全部説明されたようなんですけど、質問はそれぞれ一つずつしますか、それとも。3事業ありましたね。3事業それぞれざらっと説明されましたけど、部長は。

○18番（二橋益良） 一つずつ質問させてもらいます。

○議長（加藤弘己） そうですね。では取りあえずそういうようなことで。二橋益良君。

○18番（二橋益良） まず初めにサポート事業です

ね。このコロナ対策に対しての事業、これ、ちょっと予測がつきませんけども、その時代その時代にいろいろなことが起きるけども、大体対応するにはその一過性ということに最終的にはなってくるのではないかなと思いますので、この一過性でこの事業を行うために、2分の1の補助額で、それで事業所負担が2分の1あるということは、この2分の1の事業者の負担分というのは、そのときを過ぎると多分これ、余分な経費になってくるという実情があるのではないかなと思いますけども、なぜ2分の1にしたのか、そこの理由を説明してください。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 御指摘のとおり、支援の方法につきましては、2分の1、全額等の給付形式を取る様々な方法があることは承知をしてございます。

感染拡大防止につきましては、行政からの要請という側面と、事業者からの社会的責務になりつつあるという側面があるということも認識をしている次第でございます。

あくまでも行政からの要請であれば、全額給付するという形が適当であるというふうに考えてございますが、事業者との共生の立場で考えれば、事業者自身も投資することが適当であるということで考えられますので、両側のバランスをとるという意味合いを含めまして2分の1の補助を前提として設定させていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 考え方いろいろあると思いますが、今言うようなコロナ対策のための一過性であるなら、やはり将来にこの負担分を事業者に負担させるというのはちょっと酷かなと思ひまして、今質問をしました。できれば全額がよかったかなと、そんなふうに思いますが、ただ、そこには精査しなくてはいけない、要するに何でもかんでもいいよではなくて、必ずそこには精査することをやはり行政側がしっかりすれば、私はこれは全額でもよかったかなと思います。

そんなことを指摘しておきまして、あとそれで、

500事業者を想定しているということでございますけども、3万円の資産額が1,500万円ですか、ということなんですけども、これについて、この500事業者の想定はどのようにいたしましたか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 本事業につきましては業種を限定しないということでございますので、大企業を除く市内事業所が対象となり得ることになりますので、母数が2,000を越すぐらいの数字となります。

実質、そこから事業を行っていく取り組む事業所数として、推計という形で考えさせていただいた数字が500という形、4分の1程度という形で考えさせていただきました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） そういう調査というのは、やはりこの湖西市におきましては2つある商工会とか、そういうところでの把握が一番十分されてるのではないかと思いますけども、そこら辺のタイアップというのはどのようにしましたか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 今回のコロナの関係で、両商工会にいろいろなことをお願いしております。事業所のアンケート等、併せていろいろなこと御協力をお願いしました。感染拡大の防止の意味合いとして御協力のほうというのは検討して、実質のほうしていくこともよろしいのではないかとということで御意見いただいておりますので、そういうような経過でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） あくまでも試算でございますので、その数に今、多少のばらつきがあるのかなと思いますけども、問題は、特にこういう局難を乗り切るためには、やはり財政投入というのは一番大事なことでありまして、そうしたことが将来の湖西市の発展と持続、これにつながっていくということでございますので、ぜひこれからもしっかりと厚いそうした補助事業、あるいはそうした支援をしていただければと思います。

次のコロナウイルス感染症経済対策の中の2番目

にエール給付金ですね。これにつきましては、半年、1月から6月までの月の売上高で、なぜこういうふうにしたのかちょっと疑問にも思うんですけども、その6か月間の各月が30万円以上としたというのは、どういう試算からこの30万円が出たのか、ちょっと不思議でなりませんのでお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えします。

ここの金額の設定、確かに悩んだところでございます。実際に事業所として運営をしていくに、毎月どの程度の売上げが欲しいのかというようなところの観点から、過去のいろいろ資料のほう見させていただいて、そこの中の事業所の一番低いところのラインとして、おおむね30万円という売上額のほうが、月30万売上げがないとというようなところの部分を見付けさせていただきました。

それに伴いまして、それが2分の1、50%よりも低ければ、国の補助金のほう申請をしていただければいいかなと思いますので、それを救うがための最悪49%、50%に近いところで売上げが減るとすると15万円というような形になりますので、そこを見据えて30万円と15万円という形の設定させていただいたのが現状でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） この1月から6月までの月の売上高、これ毎月この条件がそろわなければ駄目なんですかね。というのは、経営というのは常にばらつきがあったり、特に売上げというのはばらつきあると思うんです。これが全てこの売上高にそうならなければいけないのかどうなのか。そこを質問します。

○議長（加藤弘己） 質問の途中ですけど、今、エール給付金の途中なんですけど、ここでお昼の休憩をとりたいと思いますけど、二橋議員、よろしいでしょうか。

○18番（二橋益良） はい。

○議長（加藤弘己） それでは、休憩とします。再開は午後1時00分です。よろしくお願いいたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

18番 二橋益良君の質疑を続けます。二橋益良君。エール給付金の続きですね。

○18番（二橋益良） 今、午前中から引き続き質問させていただきますが、エール給付金についてということで、先ほどの重複になるかも分かりませんが、1月から6月までの6か月間、売上高が全ての月において30万円という、果たして30万円なければならないのかどうか。あるいはここが限定されるというのはどういうことかということが多分お聞きしたと思いますけど。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えします。

まず、売上高が30万円以上であることということの対象となる期間につきましては、2019年の1月から6月末までを対象、比較をするという形になりますので、今年の1月からではなくて、その前の、前年の1月から6月までの売上高がどうかということを設定させていただいております。

今回のこのエール給付金につきましては、事業を継続していただくということが片方の、ある種裏にある目的でございます。それに対しての支援をしていきたいと思いますので、考えていただく、あるいは言わせていただくと、事業を運営していくについて、売上高がおおむね30万円以上多分ないと、実際に生活等していくのに大変な状況になるのではないかとことを鑑みまして、30万円という設定のほうさせていただいてきております。

実際に、多分議員が気にされる部分につきましては、この月が25万円、この月が30万円というような形で変動があるというような場合で、必ずそれが30万円ないとまずいのかどうかということのお話が出てくるかと思っております。今いずれにしても、線の引き方としては、毎月30万円あることということをもって事業が継続できる事業者であるかどうかということを見たいということが目的でございますので、この部分につきましては、例えば平均で30万円という考え方も検討しても、まだ制度設計の分の交付用

が7月に入ってからになるかと思っておりますので、その時点のところで併せて公表させていただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 確かにそのとおりで、やはり現状ですね。ここでは試算して、あるいは想定して事業を進めるんですけども、実際、事業者というのは、リアルタイムに経営をしているという観点から考えると、必ずしもその金額に到達していないこともあると思うんです。ですからそこをどうやってフォローしていくかということも必要ではないかなと思っておりますので、また今後の対策として、細かいことについてはもう少し精査していただきたいとそんなふうに思います。

あと、1事業所当たりの上限の15万円ということでは仕切っていると思うんですけども、これ15万円というのは何を対象にして15万円になるんですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 15万円につきましては、先ほどからちょっとお話しさせていただきました売上高が30万ということで設定をさせていただいております。その50%。売上げが50%以上低ければ持続化給付金のほうの対象になってきますので、そちらのほう申請をしていただきたいというお話に変わってきます。ですので、うちのほうとしてみれば、その50%の部分、15万円を給付させていただくことで、支援をしようということでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 分かりました。一応このメール給付金については、いろいろな今諸事情の中で、特に国の補助事業等々、給付金の中で、やはりそこから漏れた、あるいはもう少し救済が必要ではないかというところを多分狙って、市長の施策として出したとそんなふうに考えておりますけども、ただ、それが現実的にしっかり備わってないと、せっかくやったこと自体が、それほど影響がなかったりなんかするものですから、しっかりとそれは、市長、現状を把握するために、やはり行政だけでは対応できないと思うんです。例えば商工会とか、あるいは商

店組合とか、そういうところへの意見交換とか情報提供とかということも、ぜひお願いしたいと思っておりますけど、どうですか。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

おっしゃるとおりだと思いますし、今日、今議員の御質問のメールとかサポートとか、それももちろん当時4月でしたか、緊急事態宣言の中であつたりとか、ちょうど解消されて5月6日以降、どのような感染拡大防止と経済活動を両立させるかの中で順次やってきたものですし、今御質問のあるとおり、支援の穴がないような、それぞれの支援金には目的があるわけですので、その目的と、あとは需要とが不一致にならないような形で、これは商工会さんであるとか関係団体さんの意見も、今でも繰り返し聞かせていただいておりますけれども、この今回の支援金もそうですし、さらにこれから、冒頭申し上げたとおり、製造業だとか、様々な、今後のやはりウイルスと共存しながらの対策とか支援金も必要となっていくかと思っておりますので、そこは引き続きどういった御要望だとか支援の中身が必要なのかということは意見交換を続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） ちょっと例えを申しますと、例の緊急対策で感染予防の休業補償ですね。あれも日にちが4月下旬から連休兼ねて、この期間でないとか要するに給付いただけませんよということで、二、三日遅れた方は要するにその対象にならなかったとか、あるいは時短でも、通常だとそこまで延長しなくても少し時短をすればその対象になったり、あるいは一生懸命途中の営業時間をやはり短縮しても、それは対象にならないとか、こういう不具合があつたんですけど、それは緊急の課題だったし、やはり感染予防のためには、まずは手を打とうと、そういうことでは理解しておるんですけども、そういう状況があつたということはやはりそれなりに今後の対策事業としてはしっかりと生かさなければならぬなと思っております。

いろいろ聞いて申し訳ないんですけども、あと、

バックアップ事業ですね。またこれ、部長さんに聞きますけども、この専門家派遣は、もともとこれ商工会の事業としてありましたね。これとの関連性というのはどうなっていくのかなと思って質問します。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えします。

県の商工会連合会の事業として、小規模企業ビジネスパワーアップ支援事業ということで実施しております。その中で、この事業を受けるに当たって、最終的に若干の負担が要ると、事業主が若干の負担があるということの部分に対して、市のほうが若干の支援をすることによって、事業者がどんどんどんどん、このコロナに向かって対策を検討していけるという雰囲気醸成できればということも踏まえて実施をしていくものでございますので、商工会の事業そのまま、ベースはそっちにあるということで考えていただければ結構でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 一応、商工会に委託するような形になるんですかね。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 委託という形ではなくて、商工会のほうとちょっと調整をとらせていただいた上で、市のほうにこういうような補助事業がありますということで、改めて申し訳ないですけども、事業主のほうから申請をしていただくという形の対応をとろうと今考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） それで、これ、今見ますと、大体想定事業者が50社、それで予定補助額が4万円個々にあって、大体200万ぐらいの事業だということなんですけども、実際やって、何でもそんなんだけど、やはり派遣員って数がありますよ、限りがありますね。事業はいいんだけど、逆の派遣員の数によって、即刻対応ができなかったり、あるいは想定内のこの金額以上にはならなかったりするわけですね。こういうことの防止というのはどんなふうに考えてますか。防止策は。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） おっしゃるとおりに、ベ

ースが県の連合会のほうの事業ということで、県の連合会のほうの事業が枠がいっぱいになってしまうという、そういう心配はあります。今、聞き及んでいるところの中では、そこら辺もちょっと上乘せをしていくということで聞いておりますので、こちらのほうの事業としては、多少プッシュをしてでも、補助としては対応できるかなというふうに今考えている次第でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 補助についてはそうなんですけど、想定されるのは派遣員の数がどれだけあって、要するに湖西市としての対応していただける人数がどれだけあるかということによって、この事業というのは進捗度が決まってくると思うんです。そこら辺の検討はまだこれからなんですかね。その辺の検討をしていただいたのかどうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 実際にどの程度のニーズとして、どのような種業の方が参加をしてくれるのかというそこら辺の部分までの掘り起こしは基本的にはちょっとできておりませんので、そこら辺はまた改めて確認をさせていただきたいと思います。

今実際には、例えば雇用調整助成金なんかの申請でも皆さん困られていらっしゃるというところの中に、中小企業診断士の人が会計士の類いの方々が協力をしていただくというようなニーズがあるということです。そちらのほうの方々も確におっしゃるとおりにお忙しいということでお話は聞いておりますけれども、調整のほう、商工会が基本的にベースになるかと思っておりますので、商工会のほうと併せながらちょっと対応のほう考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） そこら辺はしっかりと内容を詰めて、それで特に商工会さんとはちゃんと調整をとらないと、非常にこの事業というのは続かないと思うのでぜひお願いしたいということと、最後になりますけども、こういう事業を進展することによって、確かに事業内容はそれ相応の事業内容と思うんだけど、要はこれが稼働していくか、して

ないかということが一番大事なことだと思うんです。

よくあるのは、要するに産業振興課へお伺い立てたら、それは商工会のほうで窓口があるのでそっち行ってくださいとか、あるいはそういうふうな振り方をしてしまうと、しっかりと所管を分けて、相談するのはどこでどういうふうにして、事業遂行はどこでやるかとかということをしかりと把握していないと、多分窓口でお客さんというか市民の方々、対象者がうろろろするような形になると思います。

そういうことがここ数か月の間にかなりあったものですから、指摘をしておきますので、ぜひその点について、しっかりと窓口を決めて、お互いの所管をしかりと精査していただくということをお願いさせていただきますと、そんなふうにあります。以上です。質問を終わります。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方はございませんか。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第41号一般会計補正予算（第3号）について質問させていただきます。

まず最初に、サポート補助金、エール給付金、バックアップ補助金で、業種選定ということについてお伺いしたいと思っております。

先ほどの答弁をお伺いしております、サポート補助金に関しては業種選定はしない。それからバックアップ補助金についてはどうなのか。まずはお伺いします。

では、ついでに追加させていただきますけれども、エール給付金につきましても、前回の全協でいただいた資料を、分からないなりに何回か見ておりますが、その点についても御説明願います。対象者について。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長（山本信治） それでは答弁させていただきます。

小規模エール給付金につきましては、対象の業種を第三次産業とさせていただきます。これにつきましては、先ほどからもちょっとお話をさせて

いただいておりますけれども、飲食店やサービス業に代表される三次産業につきましては、人の往来の抑制等によりまして、特に経営状況が悪化した業種である一方、市民生活の基盤でありますし、事業の継続が求められる業種であると考えております。その中で、持続化給付金の対象とならず、また休業要請の対象ともならなかった事業者に対して、エール給付金のほうを支給することによって、支援を送ることが目的とさせていただきます。

それから、小規模企業者お悩み相談バックアップ補助金につきましては、特に対象外となる業種は定めておりません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） バックアップ補助金に関しては先ほど来先輩議員の質問の中で商工会さんとタイアップしてやっていくというふうには私はとれたんですけども、では商工会の会員でない方は、市のほうでしっかりPRを行っていくということで解釈してよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） こちらのほうで一生懸命PRのほうさせていただきますと思います。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 本当に担当課のほうでしっかりPRするということですが、先ほど先輩もおっしゃってましたけども、やはり商工会と産業振興課ということで、対応によりまして市民が右往左往しているのは本当にそのとおりでありますので、その辺のすみわけをしっかりと徹底してやっていただきたいと思っております。

エール給付金につきましては、先ほど来市長が支援に穴がないようにというふうにおっしゃってますけども、このエール給付金の対象者が米印の2番の業種ということだと思うんですけども、市内にはやはり、先ほど来市長も製造業等とおっしゃってましたけども、農業とか漁業、第一次産業等もあるわけですが、そういった方についてのお考えというのはどうなんでしょうか。今回特にサービス業に限って、サービス業ということでもいいですかね、いう

ふうにとれてしまうんですけども、湖西市は本当に企業等に支えられているまちでもあり、確かに農業の方も頑張っているし、漁業の方ももう実際に困っているという話も聞きます。その辺で、今回どうしてもこれに対象者を絞ったというのはどうということからなるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 議員おっしゃいますとおり、今回、三次産業という形をお願いをしておりますが、一事業所当たりの売上げの規模を見ても、第二次産業と第三次産業では大きな差異がありまして、同様の手法で支援をしていくというのは、ちょっと不十分であるという形で理解を今しておるところでございます。

まずは感染拡大防止対策のため、不特定多数の往来が発生します第三次産業に対して手当を行ってきたというような考え方でありまして、当然、第二次産業に対する支援につきましても早急を実施をしていかなければならないと認識をしております。

ただ現時点では、具体的な方策というのが打ち出すような、ちょっと今ないところで、市内の二次産業の事業者と担当部署のほうで意見交換のほう、今、現にしておるところでございますので、支援の取りまとめ、その中で何とか出てこないかなということでご対応のほうしておる次第でございます。

一次産業につきましては、花ですとかそういうようなお話、確かに出ましたものですから、いろいろちょっとプロジェクトなりを組ませていただいて、支援をさせていただくということはさせていただいておりますが、目に見える形ということで大幅な何か値が下がったとかというような形で聞いておるところではないところがあるものから、情報の変化が出た時点に対して、速やかに何らかの対応策ができればというような形で考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 感染防止というところが一番主眼にあって、サービス業を優先せざるを得ないということは理解しておりますけれども、休業要請の協力金、そして今回もということで、ちょっと考える

と、一次産業とか二次産業のほうがちよっと横へ置かれていないかなという気がしないでもなく、確かに製造業も確実に仕事が減ってきております。これからそっちのほうの影響が大きくなることは間違いないことだと思いますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

そういった中で、まずすみません、自分が考えた順番があったものですから。協力金は本社機能を問いませんでしたけども、今回の給付金、補助金に関してはいかがですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） これまでも市が実施してきた事業においては、原則、市内に本社機能を有するという考え方がベースとなりまして、サポート補助金、エール補助金につきましては、市内に本社機能を有することを条件とさせていただきたいと思っております。

休業要請協力金の支給につきましては、先ほどからもあります感染拡大防止という観点から、市外に本社を置く事業所さんであっても、湖西市内に事務所を置くというようなことはありますものから、そういうことに対応するために本社の要件を市外でも可というような扱いをさせていただいております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） すみません。聞き漏らしたかもしれないんですが、今回の事業はサポート、エール、バックアップ、全て本社機能を有することが条件になるという解釈でよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） おっしゃるとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 協力金は税金の対象となりますけれども、今回のものについては税金の対象というのはどうなるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えします。

課税対象になるか否かの判断につきましては、税務署等の判断となるかと思っておりますけれども、所得税

法上、一般的には今回の給付金、補助金は課税の対象になるということで理解をしております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

では次に、サポート補助金が総計1万円以上でない対象とならないとなってますけども、これは確実に1万円以上でない対象とならないのでしょうか。1円でも10円でも下回ってたら駄目ですよということですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えします。

総額での細かな内容の申請につきましては、行政側、あと申請される事業者さん共に事務負担が大きくなるということを考えさせていただきまして、どこかで線を引かなければいけないという考え方がありましたものですから、最低事業費を1万円という形にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ということは、9,990円でも駄目ですよということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 議員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） それから次ですけども、メール給付金15万円にしたというのは、先ほど来、先輩議員の質問での答弁で一応理解したつもりなんですけども、協力要請のときには市独自で30万円上乗せをしたものですから、何で今回はここで15万円にするのか。浜松市さんなんかは新聞によりますと3密対策としてやはり30万円出しますよということが新聞に掲載されていたんですけども、その辺どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） おっしゃるとおり、浜松市さんのほうが30万円という金額が出てきてしまった手前、ちょっとやられたかなという感は当然出ますけれども、ただ、財政当局との調整の中で、今時

点で支援ができるバランスのほう考えたときに、30万円という金額をまず一旦設定させていただいた中で、15万円、その半分の額15万円のほうを支援させていただくということで何とかできないかということと考えさせていただきましたので、御理解のほういただきたいと思っております。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 財源のこともあるし、苦しいだろうなということは想定できます。

ちょっとお聞きしたいんですけども、市のホームページ5月30日更新だと思うんですけども、その中でサポート補助金の方はしっかりサポート補助金と載ってるんですけども、このメール給付金について、ちょっと私、探し方が悪かったのか分からないんですけども、これは小規模事業者等事業継続応援給付金という名前でホームページの横のほうに載ってたかなと思うんですけども、これがこのメール給付金に当たるということですか。それとも全くこれは違うものなんですかね。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 議員おっしゃられますとおり、サポート補助金につきましてはウェブサイトのほうに掲載をさせていただいております。今日の議会の議決を経て、この先進めさせていただきますという案内文を付けさせていただいた上で掲載させていただいてあります。大変申し訳ないんですが、まだメール給付金とあとバックアップ補助金につきましては、表に出してない状況でございますので、ちょっとまだ見られない状況でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） その件、分かりました。

では次の質問に移らせていただきたいと思っておりますけども、すみません、次の質問といっても通告してあるわけでないものですから、自分の中の問題なんですけども、いろいろ書類等がすごくたくさん要って大変という声はよくあるわけなんですけども、今回の件に関しましてはどの程度の申請書類を考えているのか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 今回のどの補助金・給付金に関しても共通してちょっとお願いしたいと思っていますのが、誓約書と、あと滞納関係の証明書のほう予定しておりますが、ちょっとその辺についてはこの先またちょっと検討させていただこうというところはあります。

実際をお願いをしようとするものにつきましては、エール給付金におきましては昨年と今年の1月から6月までの売上げが証明できる帳簿類をまずお願いをすることが必須となっております。あと、サポート補助金につきましては、物品の購入や施設の改修等に要した費用を証明するもの、領収書等と、あと購入していただいたものを写真等に撮っていただいて添付書類としてお願いをしたいかなど。あと、バックアップ補助金につきましては、先ほどからもお話しありますように、商工会との連携という形になってきますので、そこの中で計画書等、多分作成されてくるかと思っておりますので、その辺の内容について、提出をお願いしようという形で今考えております。

また、おっしゃるとおり、できる限り書類の数は少なくはさせていただきたいというふうには考えてございますが、補助事業の形になってしまいますものですから、ちょっとどうしても書いていただかなければならない書類ということ自体が若干多くなってしまうというのが現実的なことでございます。先ほど言った滞納の関係の書類なんかも、こちらのほうで調査をすれば対応はできるかなというところがございますので、そういうようなところについては軽減をできるようにちょっと考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

そういった中で先ほど申し上げました全協でいただいた資料の中の対象者というところの（4）なんですけれども、申請時点において静岡県経済変動対策貸付等の制度活用に必要な湖西市の認定を受けていることとあるんですけども、これはどういったことなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） この3月の時点から静岡県のほうが経済変動対策貸付という事業のほうをやられております。融資枠として3月の時点では500億円、それで静岡県のほうで4月28日に1,000億円追加して1,500億円の貸付枠を用意していただいております。

そちらのほうを申請するに当たりまして、市のほうの認定を受けていただくという形の手続が存在をします。その認定の手続、市のほうで認定はしましたという形の手続をしていただければ、この事業者についてはまだまだ継続して事業をやっているという意欲がある方だということで、こちらのほう認知できますので、そういうような方であってほしいということで、この一文を入れさせていただいております。

それで、景気変動対策貸付で出しますと、市のほうで利子補給というのですか、市のほうで貸付けの利息分を負担をしてあげるというような格好の仕組みになってるかと思います。その事業のことになりますので御了解ください。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、認定は受けていることということで、別に認定書が特段あるとかそういうことではないということですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 基本的にこの作業につきましては、金融機関が行っていただいております。それで金融機関のほうからこの認定をくださいという格好の申請書が上ってきます。申請書が上りましたら、こちらのほうで書面の審査だけ行いまして、この事業主さんについては、この貸付けについては認定をいたしますよという格好の書面が出ます。そういうような格好の事業になっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 書類が出るということであれば、例えば有効期限とかそういったものは、例えば8月31日ぐらいまで有効ですよとか何かそういう取決めとかはあるんですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） この県の経済変動対策につきましては、令和2年3月からの事業になっておりますので、それに基づいて申請が上ってきた案件で、こちらのほうはそれについて一々、一応事業者の名前、チェックはしてありますので、誰に対して交付されてるのかということとは分かりますので、そこら辺の確認をすることはできるという格好になります。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 有効期限はある、ない。ないと捉えてよろしいんですかね、この認定書の。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 基本的に借り入れるときに必要な図書という格好になりますので、結局その書類を使いながら、向こう10年間の貸付けを行っていただくような事業になりますので、書面としてはその1回の発行だけで事は終わると思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。では、その認定を受けたら、その書類の有効期限はないというふうに考えればいいのかと思います。ありがとうございます。

では、この3事業、サポート、エール、それからバックアップ事業に関しまして、申請の受付期間と支払い時期をいま一度、メモを取りますので、分かりやすくお願いします。支払い時期については余り明記されていないんですけども、これは申請受付をして、精査して間違いがないと思ったら順次払っていくのか。もしまとめられる答えであれば、そこら辺はまとめていただいても構いません。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） それではまずサポート補助金からということで、まず申請の受付の期間でございます。一応、明日6月3日から7月31日まで、受付の期間として考えております。支払いにつきましては、書類審査通過後という形になります。なるべく早く実施をしたい、振り込んであげたいというふうには思いますけれども、ちょっと十日前後ぐらいかかってしまうかなというふうに考えております。

それからエール給付金につきましては、今のところ7月上旬から9月末までの申請の受付期間とさせていただきますと予定しております。支払いのパターンにつきましては、同じような形で十日前後かかるかなというところです。

それからバックアップ補助金につきましては、7月下旬から来年の3年4月末、小規模企業ビジネスパワーアップ支援事業というのが3月31日までの事業になりますので、それが一応終わってから一月の余裕を見てという形で予定しておりますので、4月末まで予定をさせていただきますとっております。支払いにつきましては先ほどと同じ形ですが、多分審査の中身としてはバックアップ補助金が一番手軽です。もう少し早く対応できるかなということで想定しております。

すみません。ちょっとメモが回ってきまして。私言ったことが、ちょっと自分も正しく言ってるかどうか怪しいところですが、ちょっと一応読まさせていただきます。貸付けの制度のお話があったところにですけども、貸付制度自体には期限のほうはございますけれども、エール補助金の申請については、その期限は問わないという形ですので、一度書類を頂ければ、そのままその書類をもって対応ができるという意味で結構でございますので。よろしいでしょうか。

○17番（神谷里枝） ちょっと休憩してもらっていいですか。

○議長（加藤弘己） はい、どうぞ。

○17番（神谷里枝） これって認定の件ですか。

○産業部長（山本信治） 認定の件です。

○17番（神谷里枝） 認定を受けていることということなので、特段、認定書とかそういう期限とか、そういうことは考えなくていいですよということ。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん、ちょっと。暫時休憩してください。

○17番（神谷里枝） 休憩してくださいって。ごめんなさい。休憩って言わなかったですか。

○議長（加藤弘己） いいですか。再開していいですか。産業部長、よろしいですか。再開してよろしいですか。

○議長（加藤弘己） では、神谷里枝さん、どうぞ。
○17番（神谷里枝） 勝手にしゃべって申し訳ありませんでした。

要するに、今の、ある意味ちょっと答弁に追加をいただいたというのは、エール給付金の対象者の（4）の件について、湖西市の認定を受けているということに対して、今の追加の答弁ですと、特段その認定書とか有効期限というものがないという、そういう解釈でよろしいということですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） すみません。そのとおりでございます。よろしくをお願いします。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

では、今回3種類の給付・補助金支援制度が挙げられております。本当に職員の方も大変でしょうし、申請者も大変です。やはり持続化給付金、国の制度のほうもなかなか実際に交付されないといういろいろな状況がある中で、やはり市としたら、もう少しスピード感を持って支援できるようにということで、例えばこの3本を一本化して、事務のスリム化を図るとかそういったことは検討しなかったんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えします。

コロナ対策で、この二月間動いている中で、いろいろ事業のほう検討してきているという形であります。給付金・補助金の支給に当たっては、それぞれ目的に合致した事業を、したか否かという形で判断をしていこうということになります。なおかつ、国・県等からも様々な支援情報が入ってくるということの中で、市としては何に対して支援をするのがよいのかということを考えながらやってきましたので、大変申し訳ないですが、一本化できればよかったとは思いますが、実施の中で一本化の検討というのはちょっと難しかったなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 目的があるということで、なかなか難しいということは理解できるんですけども、

それこそ浜松市さんなんか3密対策というのは、もう6月9日から7月10日まで募集して、7月下旬から支払いを開始していきますよと、やはりある程度のスピード感を持っているのかなと感じるんですね。うちのほうの感染防止は、いろいろ審査をして通過した後なので、10月前後、申込みは7月31日までですけれども、10月前後かなというような御答弁をいただいた気がするものですから、担当課も本当に人的にもすごい大変な状況かなと思ひまして、私は少し、いろいろな、国の制度もたくさんある中で、湖西市も第4弾まで打ち上げられたものですから、何かメニューがいっぱいあり過ぎて、申請する側もなかなか分かりづらいというのがあるのではないかなと思ひまして、できれば余裕を持って一本化できるとよかったですかなと思って、お考えをお伺いしました。

では、先ほど来、市長もいろいろ言っておられますけれども、これ以外にも今後検討していくというのは、市長の挨拶の中で災害避難所の感染対策とか、消費の喚起を促していきますよとか、製造業の固定費軽減とか、医療体制の充実等が挙げられておりましたけれども、例えば、私はこういった中でやはり市民に一番公平感が出てくるのなんかは、例えばですけども、水道の基本料金の減免とかそういったことが市民にとってすごい分かりやすい支援策ではないかなと思うんですね。水道事業というのは健全経営ができていますので、そういったことをやれば、余り複雑な手続等も要らなくなるのではないかなと思うんですけども、今回の補正に上げられているのは、こういったサービス業における感染防止が一番メインになっておりますけれども、今後もう少し幅広いという大変ですけども、商売とかいろいろやってない市民に対しても、市としてはいろいろな支援策を打ち出していかなければいけないと思っておりますけれども、もし許されるのであれば、その辺についてお考えをお伺いして終わりにしたいと思ひますが、いかがですか。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） 僕が答えたほうがいいですよ、これは。お答え申し上げます。

すみません、冒頭の所信というか、そこでは現在

検討というか、当然ながら今までも、議員おっしゃるとおり、スピード感を持ってということでやってきましたし、ただやはり市の事業、あとは国の事業など様々な事業があるので、非常にマンパワーは、もう本当に、冒頭でも申し上げたとおり、非常に産業部とかそれぞれの市民課もそうですし、教育委員会もそうですけれども、それぞれの部署で大変御苦労いただいて、御尽力をいただいています。

その中で、当然ながら、これで終わりというものではなくて、さっきのウイルスの共存の中でどんな事業が必要かということは、ずっと今、商工会を含め医師会さんとかと一緒にやっているところでございます。

今、議員のおっしゃった水道の基本料金、これも今、当然現在進行形で検討しておりますし、自治体によっては導入されてるところもありますので、ただこれも、確かに分かりやすいと言えば分かりやすいんですけど、非常にそこは職員にとっても、例えばシステムもそうですし、非常に作業としてはそんな簡単なものではないので、当然そういったものも考えながら、必要な事業は、これから整い次第、御提案をさせていただこうと思っています。

それで申し上げるのは、製造業に関してですけれども、さっきの第三次産業だとか、一、二、三次産業ある中で、当然、緊急事態宣言だとかそういった不要不急の外出を避けていただく中では、やはりお客さんが減ってしまうというところは第三次産業がメインだったと思ってますけれども、当然ながら、そこからさらに先で第二次産業は今、それかこれから深刻な影響が出るというのは、当然これは湖西だけに限ったことではありませんけれども、当然もうこの数か月間、商工会さんとか様々な製造業含め事業者の方とお話をしても、当時の緊急事態宣言中はまだ、やはり製造業は後から影響が来るものですから、少し対策は待ってほしいと。だから、今まさに固定費の削減だとかそういったことが様々なところから聞いていただいていますので、そこは水道料金なのか、やはりどういった固定費の削減の仕方が、事業者の事業継続だとか製造業の生産回復に対して支援ができるかということは、整い次第、これ

も打ち出していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。やはり先手先手を打って感染対策に手をつけていただいているということもありまして、また市民の協力もあって、本当に湖西市内ではまだ発生していないという大変有り難い状況でありますので、またこれからも先陣を切っているいろいろな策を打ち出させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方はございませんか。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。今の議案第41号の一般会計の補正第3号のところです。3つの事業がありますので、私もちょっと一つずつ、すみません、お時間をお願いしたいと思います。

このサポート補助金のほうで、総事業費1万円以上の事業者には物品の購入は5万円、補助対象経費として認めて、2分の1補助にして最大2万5,000円、物品はと。設備修繕も行くと最大10万円まで補助するということですが、これを5万円と区切った理由をお聞かせください。私としては、トータルで総額20万円で、半分でマックス10万円ですよということが分かりよいかと、利用される方にはと思うんですけども、その分けた理由を教えてください。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

5万円、10万円の差をつけたというところの理由でございます。物品の関係で特に心配したのが、マスクや消毒液などの備蓄の可能な物品につきましては、当面必要となる数以上の買いだめですとか転売なんかのおそれがあるということで、考えた上で、そういうような可能性がありますことから、一定の限度額を設けまして、そうした行動を抑えるということをしたほうが良いということの目的で、5万円

という金額のほう設定をさせていただきました。

議員おっしゃるとおり、全てどちらも使いながら10万円、最大10万円補助金として出すよということの形であれば、それは確かに分かりがいいということでは前提ございますけれども、全てが、例えば修繕出すとかそういうようなものが伴う事業所ばかりではないと思いますものですから、修繕等伴いながら、また物品等購入されたところにつきましては、議員おっしゃるとおり、合わせて10万円という形の補助金を出せるような仕組みを構築した次第でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。マスク、消毒液などは備蓄できるというので買いだめということも想定できるんですけども、飛沫防止のビニールシートとかそういうものは結構お金かかると思ってますね、その事業所の規模によって。2波、3波と来るから、マスクだって消毒液だって、2万5,000円でどれだけ買えるのかな。今、安くはなってきましたけれどもね、という思いはいたします。

私はお店屋さんなんか対面でなくて全部カウンター方式とか一方通行の対面式の食事ができない形態に店を改造するとかというと、それはちょっと総額20万円ではとても足りないだろうなという思いもするので、何かちょっと中途半端な金額かなという思いもするんですけど、ないよりはとてもうれしいということで、薬局だとかクリニックだとかクリーニング屋さんとか、私が行ったところではそのビニールやったりしているところで、そんなお話をすると、大変喜んではいらっしゃったのは事実なので、でも10万円までというのがちょっと頭に残ったので、みんな2万5,000円と聞くと、どうなのかなと。

では、そのビニールというのは修繕に入るのですか。でなくて、資材というか、物品になるんですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 個々の事例を細かくいっていくと、どうだこうだという話には多分なるかと思うんですけども、今、役所のカウンターのところで見えてるような形のものであれば、基本的には物

品扱いで対応していただくというふうに思います。

実際に、確認申請を伴わないような形の工作物みたいな形の作るものが、こちらでいう大きい修繕工事というような対応になりますので、ちょっと形上しっかりとしたパーテーションなんかを作ろうだとかそういうようなことであれば、そちらのほうの修繕扱いで対応していこうということで今考えておるのが現状でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ありがとうございます。

先ほどの先輩議員のお話の中で、購入した物品の写真などは必要だというのがありましたけど、それとともに修繕ですね、お金がもっとたくさん出るほうの、それはビフォー・アフターの写真は必要だと思うんですけど、本来は。いかがでしょう。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） おっしゃるとおり、その辺の部分をもって確認をさせていただきたいという思いがありますので、御提出のほうお願いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 修繕前の写真を撮ってあればいいですけども、はい、分かりました。そこら辺の周知もまたお願いいたします。

では、エールのほうを聞かせていただきます。今先輩議員が、申請時点において静岡県経済変動対策貸付等の制度活用に必要な湖西市の認定を受けていることということの内容をお聞きして、概要分かったんですけども、となると、これを受けるには、この県の括弧でいう新型コロナウイルス感染症対応枠というものの貸付けを受けていないと、エールの申請ができないということになるんですか、逆說的にいうと。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 基本的にはその考え方をお願いをしたいと思っております。基本的には事業を継続していただきたいということが目的であります。現実的に売上げの30%、40%というような形で売上げが少なくなっているのであれば、あらかじめどんどんどんどんそういう対策のほうをしていって

いただきたいという思いがございます。ですので、県の貸付けのほう申請をしていただきながら、事業の推進のほう、継続のほうをお願いをしたいと、そういう趣旨でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。市だけでなく、あくまでも県のちゃんと施策も活用してくださいよということですね。それは理解しました。

では、ちょっとまた要件が、もし相談があったときに聞かれた場合に返答に困る内容を聞きます。

エールの対象者として（7）のその他補助金支給にかかる一般原則を満たすこととというのがありますが、さっきは認定のお話でしたけど、これは反社会的勢力とか、そういうことになるのか、一般原則というのはどういうものでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 議員おっしゃられたとおり、反社会的勢力云々というような類いの文章が通常はあるかと思うんですけども、それを、すみません、略させていただきます、一般原則という形でさせていただきますいておりますので、御承知おきください。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。ありがとうございます。

では、バックアップ補助金のことですが、これは県の商工会、静岡県商工会連合会が実施する小規模企業者ビジネスパワーアップ支援事業との連携によって、実費発生するものを支援しますよということですが、自分の会社と取引のある専門家、取引などというか、仕事を任せている専門家とかにいろいろお悩み相談をした場合には補助は出ないという考え方でしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 先ほど議員からもありましたけれども、この事業につきましては商工会が窓口となって、厳しい状況でも事業を継続を希望される事業者や新たな販路の開拓、経営革新に挑戦したい事業者を支援するという目的の静岡県商工会連合会が主催しますビジネスパワーアップ支援事業の趣旨を後押しするための事業ということで予定をして

おりますので、大変申し訳ないところでございますが、個別に専門家を派遣する事業者さん、お知り合いの専門家派遣をお願いをしたものにそのまま当てはまるということでは想定をしておらないのが現実でございます。

そこら辺に対しまして、実際に派遣云々の作業につきましても、商工会のほうで窓口が最終的になってくるかとございますので、そこら辺につきましても商工会の中での調整が効くのかどうか、ちょっと大変申し訳ありませんが、そこまで確認はしてございませんので、そういうようなことの調整が効くのであれば、お知り合いの方でもお願いすることは可能になってくるのかもしれないということだけちょっと含みを設けさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。では、県の商工会の事業を受けてなくても、ほかの専門家を個人的に、ほかの民間の方を頼めるかどうかは、また商工会が窓口なので聞いて確認をいたします。ありがとうございます。

今まで登壇された議員からもお話もありましたけれども、やはりいろいろ分かりやすいような、分かりにくいような、このようなものは作っていただいて、これは大変見やすいなどは思ったんですけど、やはりいつからいつまでの期限とか、申請期限とか、そういうものも書いてあるといいなとか、あくまでも県の商工会のエールにしても、バックアップにしても、県の事業をやはり活用しないと受けられないということなので、その辺はやはり分かりやすい案内をしてもらえるように、あるいはネットなんかに掲載されるように、これも大変苦労して作っていただいたかとは思いますが、ちょっと一目で、アップして皆さんが開いて見やすいような図をまた作っていただければと思います。大変ですが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） ここで暫時休憩といたします。再開を14時15分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、ほかに質疑のある方はございませんか。

9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。私のほうからは、大分先輩議員、同僚議員から質疑を聞いている中でおおむね分かってきたんですけども、私のほうからも新型コロナウイルス感染症経済対策事業費についてお伺いをしたいと思います。

その中で、まず小規模企業者のエール給付金についてなんですけれども、これ事業の目的をもう一度整理をさせてください。これは、今までの答弁を伺っていると、どうやら第一弾に行われた感染防止策の協力金の補完のような事業というふうに分かるとは思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

補填という言い方でございますが、意味合いとしてはそういう部分も含まれておるところはございますが、あくまでも事業の継続を、この先も頑張っていきたいと思います。事業主の方に対して支援をしていくということの趣旨で制度設計を考えさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 湖西市内の、とりわけ中小企業さんのエールということなんですけれども、実際に市内の中小企業さんの業種別に、操業度ですか、業態について、どの程度把握されているのか、分かる範囲で教えていただきたいと思っております。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 同じような答弁になるかもしれませんが、平成28年に実施しました経済センサスをベースに今回に一連の事業を考えさせていただいております。市内での第三次産業事業者数につきましては、約1,600件ございます。さきに

ありました休業要請の対象となる事業者数につきましては、おおむね600ということにありまして、その中から、そうすると1,000という数字を母数としまして、小規模企業者数の割合や売上げ等の減少、先ほど言うような持続化給付金の支給対象事業者とか減をしたところで、おおむね400というような事業者数をおおむね対象となるだろうということと考えさせていただいております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で様々な業種に多大な影響が及んでいるというところについて、二月たちますので、いろいろ市の情動的に古くなっていくというのが現実的にはございますけれども、様々なものについては状態のほう、聞き取り等をさせていただいてる中で、製造業の多くは前年同月と比較しましておおむね売上げの半分程度は落ち込んでいますよということを聞き及んでいることと、あと、単純な建設業自体については、まだ大きな影響的には出ていないところはございますけれども、小さな建築業者のほうの方々にとっては、部品の品が入ってこなくて、ちょっと苦しんでいらっしゃるというようなことも聞いております。また、小売業につきましては、スーパーマーケット等の業態につきましては余り大きな影響というのは見られていない一方、小規模の店舗のほうについてはやはり売上げが減少してきているというような、また飲食については活動自粛、休業要請等の影響がありまして、大きな売上げの減という形のほうに直面しているということで、いろいろところどころ聞きながら、状況のほうは把握しているところでございます。

また特に今年に至りましては、テクニカルアドバイザーの御就任をいただいておりますので、アドバイザーのほうからいろいろな市内の企業者、あと湖西・新居両商工会など、動向等のほう、情報収集等していただいておりますので、そちらのほうから様々な情報を頂きながら、単純に操業度という言葉としてはちょっと難しい言葉があるものですからちょっとあれなんですけれども、そういうようなことを確認しながら予算設計のほうさせていただいたというのが現実でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 同じ業種によっても、業態はやはり各社異なるというようなことですので、細かいヒアリング等々で情報収集をしていただきながら、対応いただきたいというふうに思います。

それからもう一点ちょっとお伺いしたいんですけども、バックアップ補助金についてなんですけれども、あらあら制度については確認ができたんですけども、そもそもビジネスパワーアップですので、新しい事業展開ですとか、それから拡販についてのアドバイスをいただくような事業だというふうに認識をしておるわけなんですけれども、今回は社労士さんとかによる雇用調整助成金の申請についてもサポートいただけるということで理解をしました。

ただ、これ申請をするときに、1事業者さんが10回までということなんですけれども、テーマです、雇用調整助成金の申請についてサポートを受けた事業者さんが、また改めて今度は拡販ですとか、違う先生に教授をいただくということは可能なのか。ちょっとテクニカルなところで恐縮なんですけれども、複数の先生を利用することができるのかだけ確認をして終わりたいと思います。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） ビジネスパワーアップ支援事業の活用を前提として、複数のテーマでの本補助の活用というのは可能であるという考え方でいます。

先ほどの佐原議員さんの中のお話もございましたけれども、その形として商工会のほうの対応がどこまでできるのかというところの部分が確認でき切れなところもございますので、その辺の部分、商工会のほうで可であるか否であるか、その部分についてちょっと改めて確認しておく必要はあるかなとそういうふうに思っております。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ちょっと質問の仕方が悪かったと思うんですけども、複数のテーマについて、申請に対する補助が可能かどうかということだけお答えいただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 申請のほうは可能であると考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 先ほど先輩議員からもありましたけれども、商工会の会員さんであればスムーズに行けるとは思うんですけども、会員さん以外の方の事業者さんで、こういった事業を使おうという場合には、やはりしっかり行政からも告知が必要だと思いますので、そこはお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） それでは、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第41号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第6 議案第42号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第42号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日及び4月30日に公布をされたことに伴い、湖西市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の内容は、「個人市民税の非課税範囲及び所得控除範囲の拡大、寄附金税額控除の特例の拡充、住宅借入金等特別税額控除の特例の弾力化」、「固定資産税の軽減措置及び課税標準の特例措置の拡充」、「軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長」、「たばこ税の課税標準の経過措置」などが主なものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長、どうぞ。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明をさせていただきます。

議案書は9ページから、参考資料は10ページからとなります。

条例全体にわたって、法改正に伴う字句等の整理を行っておりますが、それ以外の改正点について説明させていただきます。

第1条中、第24条の改正は、個人市民税の非課税の範囲の拡大であり、令和3年度以後の非課税措置について、「寡夫及び単身児童扶養者」を「ひとり親」に変更するものであります。

第34条の2の改正は、個人市民税の所得控除の範囲の拡大であり、令和3年度以後の所得割の納税義務者が寡夫を含む「ひとり親」である場合には、前年の総所得金額等から30万円を控除するものであります。

第34条の7の改正は、個人市民税の寄附金の税額控除の対象範囲が拡充されることに伴い、条文を整理するものであります。

第94条の改正は、たばこ税の課税標準の経過措置であり、令和2年10月1日から令和3年9月30日ま

での期間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、葉巻たばこの1本を紙巻きたばこの0.7本に換算するものであります。

附則第3条の2の改正は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であり、法人市民税の確定申告書の提出期限延長の特例を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合が、年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては平均貸付割合に年0.5%を加算した割合とするものであります。

附則第10条の改正は、固定資産税の軽減措置であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少している者は2分の1とし、50%以上減少している者はゼロとするものであります。

附則第10条の2の改正は、固定資産税の課税標準の特例措置の拡充であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、現行措置の償却資産に加えて、認定先端設備等導入計画に位置づけられた事業用家屋と構築物も特例対象に拡充し、その課税標準を3年間100分のゼロとするものであります。

附則第15条の2の改正は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長であり、環境性能割の税率を非課税とする特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものであります。

附則第24条の改正は、徴収猶予の特例に係る手続であり、徴収猶予の特例に係る申請により提出された申請書類に不備があった場合の取扱いについては、現行の徴収猶予の取扱いと同様とするものであります。

第2条中、第31条、第48条、第50条及び第52条の改正は、国税の連結納税制度の見直しに伴う法人市民税の申告納付等の変更であり、国税において、企

業グループ全体を一つの納税単位とする連結納税制度に代えて、各法人を納税単位とする個別納税制度に移行することに伴い、法人市民税において連結親法人が連結子法人の申告納付等に関与できる規定を削除するものであります。

第94条の改正は、たばこ税の課税標準の経過措置であり、令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するものであります。

附則第25条の改正は、個人市民税の寄附金税額控除の特例の拡充であり、住民の福祉の増進に寄与することを目的とした事業者が主催したイベントを中止等した結果、参加者が事業者に対し、入場料金や参加料金等の払戻請求権を放棄した場合には、寄附金控除として適用し、個人市民税の税額控除の対象とするものであります。

附則第26条の改正は、住宅借入金等特別税額控除の特例の弾力化であり、新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅ローン控除の特例措置の入居期限である令和2年12月31日までの入居が遅れた場合でも、契約期限等の要件を満たし、かつ令和3年12月31日までに入居していれば、特例措置の対象するとともに、住宅ローン控除の特例措置を令和16年度まで1年間延長するものであります。

附則の第1条は、条例の施行日を規定するものであります。

第2条は、延滞金に関する経過措置を規定するものであります。

第3条は、個人市民税に関する経過措置を規定するものであります。

第4条は、法人市民税に関する経過措置を規定するものであります。

第5条及び第6条は、市たばこ税に関する経過措置を規定するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第7 議案第43号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第43号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布をされたことに伴い、湖西市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の内容は、議案第42号の湖西市税条例の一部を改正する条例第1条中附則第10条で規定する固定資産税の軽減措置を、都市計画税においても同様に規定するとともに、法改正に伴う字句の整理と条ずれの対応をするものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の改正規定は令和3年1月1日から施行するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第8 議案第44号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第44号につきまして御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した、国民健康保険の被保険者等に対して減免を可能とするため、特別な理由があると認められる者を減免の対象に加え、申請期限を市長が定める日までに改めるものでございます。

また、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和3年1月1日から

施行されることに伴い、特定の土地等の長期譲渡所得における特別控除を加えるものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございますが、附則第4項及び第5項の改正規定は、令和3年1月1日から施行するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第9 議案第45号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第45号につきまして御説明を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、令和2年5月25日をもって個人番号の通知カードが廃止されたことから、湖西市手数料徴収条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の内容といたしましては、本条例中、別表第1から「個人番号の通知カードの再交付」の項を削るものでございます。

附則といたしまして、施行日を公布の日とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第10 議案第46号 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第46号につきまして御説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和2年3月27日に公布され、同年4月1日に施行されました。これに伴いまして、湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容は、一般職の職員の給与に関する法律に規定されている俸給月額や損害補償に係る補償基礎額が改正されたため、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額につきまして、団長または副団長の階級にある者で、勤務年数10年未満の者を1万2,440円、勤務年数10年以上20年未満の者を1万3,320円、分団長または副分団長の階級にある者で、勤務年数が10年未満の者を1万670円、勤務年数が10年以上20年未満の者を1万1,550円、勤務年数が20年以上の者を1万2,440円、部長・班長または団員の階級にある者で、勤務年数が10年未満の者を8,900円、勤務年数が10年以上20年未満の者を9,790円、勤務年数が20年以上の者を1万670円にするとともに、消防従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円にするものでございます。

また、民法の改正に伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を100分の5から「事故発生日における法定利率」とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第11 議案第47号 市道の路線の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第47号につきまして御説明を申し上げます。

参考資料の53ページを御覧いただければと思います。

広谷2号線の変更についてでございます。終点が個人地への行き止まりの進入路となっており、一部が一般公衆の用に供されておらず、隣接地主より用途廃止の申請があり、売払いをするために路線の変更を行うものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第12 議案第48号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第48号につきまして御説明を申し上げます。

令和2年度湖西市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ8,200万円を減額し、総額を280億593万2,000円に変更しようとするものでございます。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債を減額し、諸収入を増額するものでございます。

歳出の主な内容としましては、浜名湖西岸土地区画整理内の大倉戸茶屋松線整備に係る事業費を組替え、申請件数が増えている住宅確保給付金に係る事業費や白須賀小・中学校が研究指定校になったことによる事業費を増額し、人事異動に伴う職員給与等の組替えをするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして、地方債の変更を予定しております。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明させていただきます。

初めに、第2表地方債補正についてであります。議案書の27ページを御覧いただきたいと思います。

道路整備事業については、浜名湖西岸土地区画整理内の大倉戸茶屋松線整備に係る事業費を組み替えたことにより、起債の限度額を減額しようとするものであります。

続きまして、第1表の歳入歳出予算補正について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたしますので、今度は、恐れ入りますが補正予算に関する説明書を見ていただきまして、8、9ページから、参考資料につきましては55ページからとなります。

なお、会計年度任用職員報酬を含む職員の人件費につきましては、一括して最後に説明させていただきますので、補正予算に関する説明書を、恐れ入りますが24、25ページまでお進みいただき、御覧いただきたいと思います。

3款3項1目生活保護費の補正額は357万2,000円で、収入が減少した世帯が住居を失うことを防止するために、家賃相当分を給付する住宅確保給付金の申請が想定より増えているため、扶助費を増額するものであります。

30、31ページを御覧ください。

6款3項1目水産業振興費の水産業施設管理運営費の補正額は49万3,000円で、浜名漁協新居支所の給油施設用操作パネル盤が故障したため、修繕に対する補助金を計上するものであります。

38、39ページを御覧ください。

8款4項5目土地区画整理事業推進費の土地区画整理事業費の補正額は8,950万円の減額で、浜名湖西岸土地区画整理内の大倉戸茶屋松線整備について、実施主体が組合となり、県を通じた補助へ組替えを行うため、工事請負費を1億1,450万円減額し、県への負担金2,500万円を増額するものであります。

40、41ページを御覧ください。

9款1項1目非常備消防費の消防団運営費の補正額は112万4,000円で、消防団の退団者数が予定より増えたことにより、退職報償金に係る報償費を増額

するものであります。

42、43ページを御覧ください。

10款1項3目教育指導費の教職員育成事業の補正額は170万2,000円で、白須賀小学校、白須賀中学校が文部科学省の研究指定校になったため、報償費や消耗品費等を増額するものであります。

48、49ページを御覧ください。

6項6目文化振興費の文化財保護保存費の補正額は60万9,000円で、県指定文化財応賀寺薬師堂の動力消防ポンプが故障したため、取替えに対する補助金を増額するものであります。

最後に人件費についてであります。52、53ページ及び54ページを御覧いただきたいと思ひます。

人件費については、令和2年4月の人事異動に伴い、一般会計全体の会計年度任用職員報酬を含めた人件費総額の中で組替えを行うものであり、特別職としては53ページ下段の合計欄のとおり34万9,000円の減額、会計年度任用職員を含む一般職としては54ページ上段の合計欄のとおり34万9,000円の増額で、合算して増減はございません。

以上、歳出の補正額は8,200万円の減額であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、補正予算に関する説明書4、5ページにお戻りいただきたいと思ひます。参考資料につきましては54ページからとなっております。

15款1項3目民生費国庫負担金の補正額は267万9,000円で、住宅確保給付金に係る生活困窮者自立支援事業費負担金を増額するものであります。

2項2目総務費国庫補助金の補正額は196万3,000円で、マイナンバー交付事務のために配置した会計年度任用職員の報酬に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金を増額するものであります。

8目土木費国庫補助金の補正額は5,000万円の減額で、浜名湖西岸土地地区画整理内の大倉戸茶屋松線整備に係る事業費を組み替えたことにより、社会資本整備総合交付金を減額するものであります。

16款2項8目土木費県補助金の補正額は2,500万円の減額で、ただいま申し上げました浜名湖西岸土地地区画整理内の大倉戸茶屋松線整備に係る事業費を

組み替えたことにより、組合等土地地区画整理事業費交付金を減額するものであります。

3項10目教育費委託金の補正額は170万2,000円で、白須賀小学校、白須賀中学校が文部科学省の研究指定校になったことにより、道徳教育実践研究事業委託金を増額するものであります。

6、7ページを御覧ください。

19款1項1目財政調整基金繰入金の補正額は140万2,000円の減額で、財政健全化のために財政調整基金へ繰り戻すものであります。

21款6項2目雑入の補正額は105万8,000円で、歳出に伴い、共済基金から納入される消防団員退職報償金を増額するものであります。

22款1項8目土木債の補正額は1,300万円の減額で、浜名湖西岸土地地区画整理内の大倉戸茶屋松線整備に係る事業費を組み替えたことにより、市債を減額するものであります。

以上、歳入の補正額は歳出と同額の8,200万円の減額であります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第13 議案第49号 令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第49号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万7,000円を増額し、総額を56億4,407万7,000円にしようとするものでございます。

補正の内容としては、歳出につきましては、国が令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用ができるよう準備を進めていることから、マイナンバーカードの取得促進を図るため、8月更新の保険証の発送時にリーフレットやマイナンバーカード申請書類等を同封するための経費として、一般管理費27万7,000円を増額するものでございます。

補正の財源といたしましては、特別調整交付金分27万7,000円を充てさせていただくものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第14 議案第50号 令和2年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第50号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を170万8,000円減額し、総額13億9,610万1,000円に、資本的支出を170万8,000円増額し、総額11億4,646万3,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の異動に伴います人件費の増減額でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第15 議案第51号 令和2年度湖西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第51号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を438万1,000円減額し、総額10億9,627万6,000円に、資本的支出を438万1,000円増額し、総額4億7,112万円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の異動に伴います人件費の増減の額でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

議案に対する質疑は6月16日の本会議で行いますので、質疑事項のある方は6月4日正午までに通告してください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時03分 散会
